



# STAM グローバル株式 インデックス・オープン

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

◆設定・運用は



住信アセットマネジメント株式会社

この冊子の前半部分は「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

# STAM グローバル株式インデックス・ オープン

投資信託説明書  
( 交付目論見書 )

2008.8.1



住信アセットマネジメント株式会社

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の募集については、委託者は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 11 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 11 月 29 日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定にもとづき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から請求された場合に交付されます。また、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付を請求した場合には、投資家は自ら交付請求したことを記録しておいてください。なお、投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目については 35 頁をご参照ください。
4. 投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている情報については、委託者のホームページ等によっても入手することが可能です。

< 有価証券届出書の表紙記載項目 >

有価証券届出書提出日	: 平成 19 年 11 月 13 日
発行者名	: 住信アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	: 取締役社長 平田 誠一
本店の所在の場所	: 東京都港区北青山 2 丁目 11 番 3 号（注） （注）平成 20 年 1 月 15 日より東京都中央区八重洲 2 丁目 3 番 1 号に移転しております。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: STAM グローバル株式インデックス・オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	: 当初募集額 上限 500 億円 継続募集額 上限 3,000 億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当ありません。

投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。  
 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。  
 投資信託は、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）を十分にお読みいただき、商品の内容・リスクをご理解のうえ、お申込みください。

## 記

### 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主に株式等を実質的な投資対象としますので、組入株式等の価格の下落（MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標としているため、同指数の下落を含みます。）や、株式等の発行者の経営・財務状況の変化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「為替リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」などがあります。

詳しくは、本投資信託説明書（交付目論見書）の「 - 2 - (4) . 投資リスクおよびリスク管理体制」をご覧ください。

### 当ファンドに係る手数料等について

#### 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.10%（税抜2.00%）を上限として指定販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは指定販売会社にご確認ください。

#### 換金（解約）手数料

ありません。

#### 信託財産留保金

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額とします。

信託報酬（投資信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。）

当ファンドの純資産総額に年0.777%（税抜年0.74%）の率を乗じて得た額とします。

#### その他の費用

証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用（各々必要な場合には消費税等を含みます。）等を実費として（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）投資信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、本投資信託説明書（交付目論見書）の「 . ご投資の手引き」をご覧ください。なお、当該手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 投資信託説明書（交付目論見書）の概要

### STAM グローバル株式インデックス・オープン

本概要は、投資信託説明書（交付目論見書）本文の内容を要約したもので、投資信託説明書（交付目論見書）の一部です。詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文の該当箇所をご覧ください。

基本的性格	追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）
本ファンドの目的	主として、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」（以下本概要において「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下本概要において「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンド受益証券
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
本ファンドの有する諸リスク	<p>本ファンドは、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>本ファンドはマザーファンドを通じて株式に投資を行います。組み入れた株式の価格は、発行企業の業績や国内外の経済情勢等により変動します。株式の価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を株式に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>本ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資を行います。通貨の価格変動等の影響により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。例えば、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円高となった場合は円建の評価額が減価し、基準価額が下落する場合があります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>マザーファンドを通じて外貨建資産への投資を行う場合、当該国・地域の政治・経済、社会制度、対外関係等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。また、マザーファンドおよび本ファンドが、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影</p>

	<p>響を受け、投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>本ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の下落により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>本ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）への連動を目指しますが、本ファンドへの入出金の影響、組入比率が100%でない影響、本ファンドの銘柄ごとの組入比率とMSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の構成銘柄のウエイトが異なること、売買コストや信託報酬等の影響などから、ベンチマークから乖離する可能性があります。</p> <p>本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドによる多額の追加設定および一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変更等により、基準価額が大きく変動し、結果として投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。</p>
お 申 込 期 間	<p>当初募集期間 平成 19 年 11 月 29 日から平成 20 年 1 月 8 日まで</p> <p>継続募集期間 平成 20 年 1 月 9 日から平成 21 年 1 月 30 日まで</p> <p>なお、上記継続募集期間は、期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。</p>
お 取 扱 い コー ス	<p>一般コース 収益の分配がなされた場合に分配金（税引後）を受領するコースです。</p> <p>自動けいぞく投資コース 分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されるコースです。</p> <p>指定販売会社によってお取り扱いコースが異なる場合があります。なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。</p>
お 買 付 単 位	委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。
お 買 付 価 額 （ 販 売 価 額 ）	<p>当初募集期間...1口当たり 1 円</p> <p>継続募集期間...取得申込受付日の翌営業日の基準価額</p>
申 込 手 数 料 （ 1 口 当 た り ）	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額（平成 20 年 6 月末日現在、上限 2.10%（税抜 2.00%））
ご 換 金 単 位	委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。
ご 換 金 価 額	<p>ご解約による場合は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保金（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.05%）を控除した額</p> <p>買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。</p>
ご 換 金 の お 支 払 い 期 日	<p>ご解約による場合は、解約請求受付日より起算して 5 営業日目から指定販売会社において支払います。</p> <p>買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。</p>
お買付・ご換金の 受 付	原則として、指定販売会社の営業日の午後 3 時（わが国の取引所が半休日の場合は、午前 11 時）までとし、この時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日扱いとなります。
信託財産留保金	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.05%の率を乗じた金額
決 算 日	原則として毎年 5 月、11 月の 10 日（休業日の場合は、翌営業日）

収 益 分 配	経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下本概要において「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額を分配対象額の範囲とし、委託者が基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。													
信 託 期 間	平成 20 年 1 月 9 日から原則無期限													
クローズド期間	ありません。													
信 託 報 酬	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">信託報酬総額 (純資産総額に対して)</th> <th colspan="3">配分 (純資産総額に対して)</th> </tr> <tr> <th>委託者</th> <th>指定販売会社</th> <th>受託者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.7770% (税抜 0.74%)</td> <td>年率 0.3465% (税抜 0.33%)</td> <td>年率 0.3675% (税抜 0.35%)</td> <td>年率 0.0630% (税抜 0.06%)</td> </tr> </tbody> </table>			信託報酬総額 (純資産総額に対して)	配分 (純資産総額に対して)			委託者	指定販売会社	受託者	年率 0.7770% (税抜 0.74%)	年率 0.3465% (税抜 0.33%)	年率 0.3675% (税抜 0.35%)	年率 0.0630% (税抜 0.06%)
信託報酬総額 (純資産総額に対して)	配分 (純資産総額に対して)													
	委託者	指定販売会社	受託者											
年率 0.7770% (税抜 0.74%)	年率 0.3465% (税抜 0.33%)	年率 0.3675% (税抜 0.35%)	年率 0.0630% (税抜 0.06%)											
基準価額の掲載紙 および表記名	日本経済新聞に「グロ株イ」として掲載されます。													
委 託 者 へ の お 問 い 合 わ せ 先	住信アセットマネジメント株式会社 電話番号： 0120-417434 (フリーダイヤル) (なお、受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時(わが国の取引所が半休日の場合は午前 9 時～正午)とします。) 住信アセットマネジメント株式会社ホームページ <a href="http://www.sumishinam.co.jp/">http://www.sumishinam.co.jp/</a>													

ご投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを充分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

## 【目 次】

．ファンドの内容	1
1．基本情報	1
2．ファンドの特色	4
(1)本ファンドの基本的性格および特色	4
(2)運用方針等	5
投資方針	5
主な投資対象	7
主な投資制限	7
分配方針	10
(3)運用体制	11
(4)投資リスクおよびリスク管理体制	12
3．運用の状況	15
(1)運用状況	15
(2)財務ハイライト情報	20
．ご投資の手引き	22
1．お買付時	22
2．ご換金時	25
3．管理および運営等	27
．その他	33
1．委託会社等の概況	33
2．内国投資信託受益証券事務の概要	34
3．投資信託説明書（請求目論見書）の項目	35

投資信託約款

用語解説

## ．ファンドの内容

### 1．基本情報

#### (1) ファンドの名称

STAM グローバル株式インデックス・オープン

(以下「本ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

#### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

本ファンドは、格付は取得していません。

本ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(9)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である住信アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### (3) 発行価額の総額

##### (イ) 当初募集期間

500億円を上限とします。

##### (ロ) 継続募集期間

3,000億円を上限とします。

#### (4) 信託期間

平成20年1月9日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。

(原則無期限)

#### (5) クローズド期間

ありません。

#### (6) 計算期間

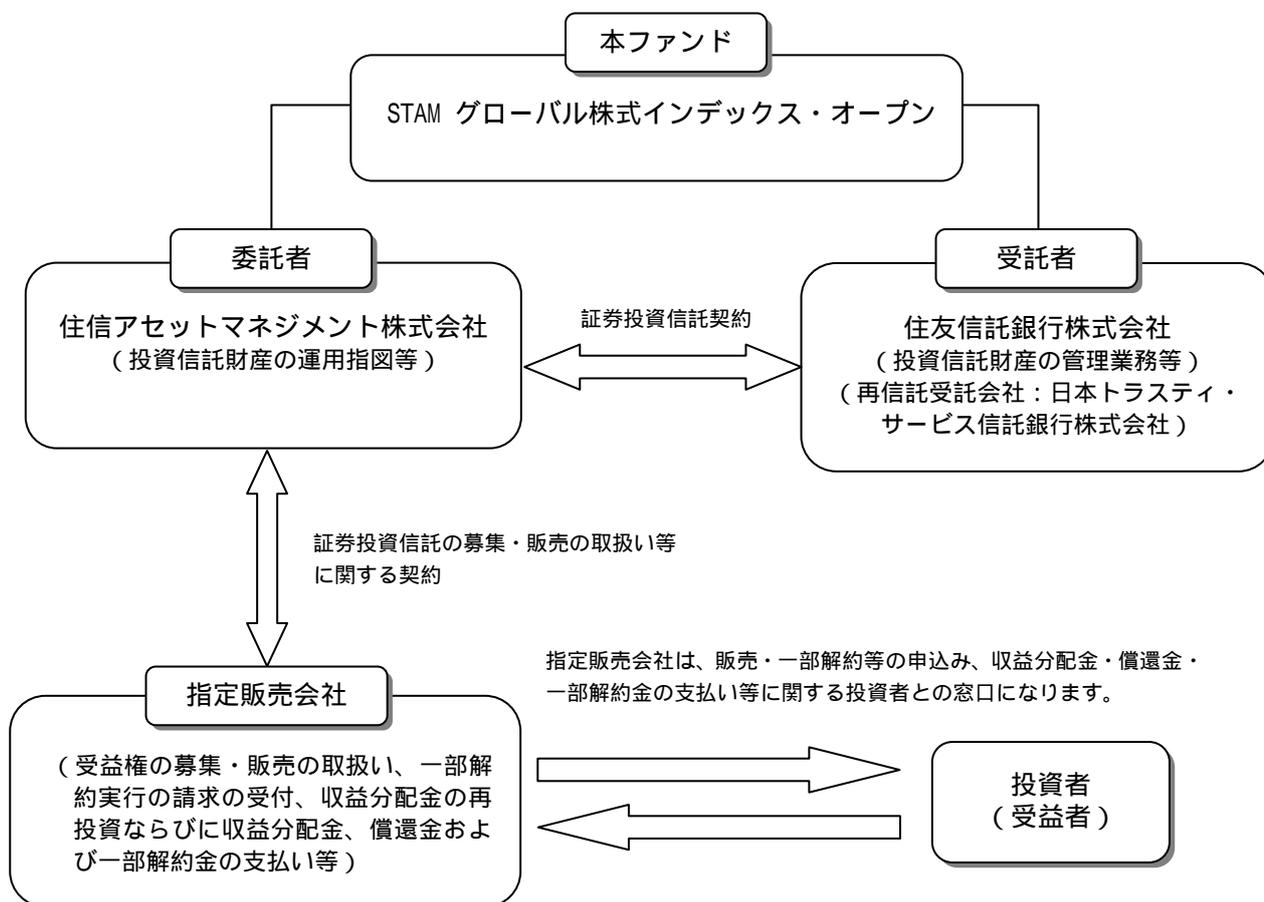
原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。

(第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。)ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

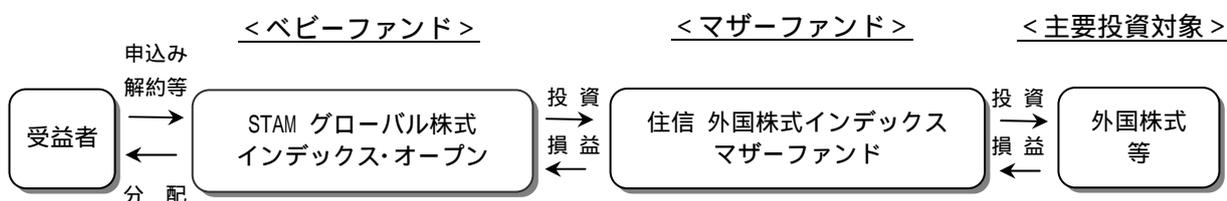
(7)信託金の限度額

3,000 億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(8)ファンドの関係法人図



また、本ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、受益者から投資された資金をベビーファンド（本ファンド）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（住信 外国株式インデックス マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



(9)振替機関に関する事項

株式会社証券保管振替機構

(10)その他

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(9)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(9)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステムの帳簿(振替口座簿)への記載・記録によって行われますので、やむを得ない事情等がある場合を除き、受益証券は発行されません。

## 2. ファンドの特色

### (1) 本ファンドの基本的性格および特色

本ファンドは、追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）<sup>1</sup>に属し、主として、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）<sup>2</sup>に連動する投資成果を目標として運用を行います。

---

1 「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

2 「MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）」とは、MSCI 社が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値および MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の商標は、MSCI 社の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に関するすべての権利および MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の商標に関するすべての権利は MSCI 社が有しています。

MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値の算出もしくは公表の停止または MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の商標の使用もしくは MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当該ファンドの基準価額と MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値が著しく乖離することがあります。

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、MSCI 社により提供、保証または販売されるものではありません。

MSCI 社は、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の購入者または公衆に対し、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の説明、投資のアドバイスをする義務はありません。

MSCI 社は、委託者または「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の購入者のニーズを、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

前記の項目に限らず、MSCI 社は「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## 【ファンドの特色】

### 特色 1 日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。



本ファンドは、主として「住信 外国株式インデックス マザーファンド」を通じて、原則として日本を除く世界の株式に分散投資します。(ファミリーファンド方式)

※原則として、為替ヘッジは行いません。

### 特色 2 代表的な外国株価指数に連動する投資成果を目指します。



日本を除く世界の株式市場全体の動きをとらえ、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)と連動する投資成果を目指します。

### 特色 3 住友信託銀行の投資助言を受けます。



マザーファンドの運用にあたっては、企業年金の運用等で国内外から定評のある住友信託銀行からモデルポートフォリオの提示に関する投資助言を受けます。

## (2)運用方針等

### 投資方針

#### (イ)基本方針

本ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### (ロ)投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2)株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- 3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- 4)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

(参考)「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

原則として、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）を構成している国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

原則として MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）を構成している国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

株式の組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

主な投資対象（詳しくは投資信託約款をご参照ください。）

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

#### 主な投資制限

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限（詳しくは投資信託約款をご参照ください。）

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 5) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 7) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 8) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）
- 9) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
  1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに

掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。また、委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。(投資信託約款第23条)

- 11) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図することができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてこの信託の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。(投資信託約款第24条)
- 12) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則としてこの信託の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産(以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。)の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。(投資信託約款第25条)
- 13) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。(投資信託約款第26条)
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 14) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないもの

とします。(投資信託約款第 28 条)

- 15) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。(投資信託約款第 34 条)

前記 1) から 7) における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対するマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。11)、12) および 14) における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

#### (ロ) 法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一の法人の発行する株式への投資制限 > (投資信託及び投資法人に関する法律)

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

< デリバティブ取引に係る投資制限 > (金融商品取引業等に関する内閣府令)

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

## 分配方針

### (イ) 分配方針

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

#### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益<sup>1</sup>（みなし配当等収益<sup>2</sup>を含みます。）および売買益<sup>3</sup>等の全額とします。

#### 2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

#### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

### (ロ) 収益の分配

1) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 投資信託財産に属する配当等収益とみなし配当等収益との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含みます。）信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買益は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

---

1 「配当等収益」とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。

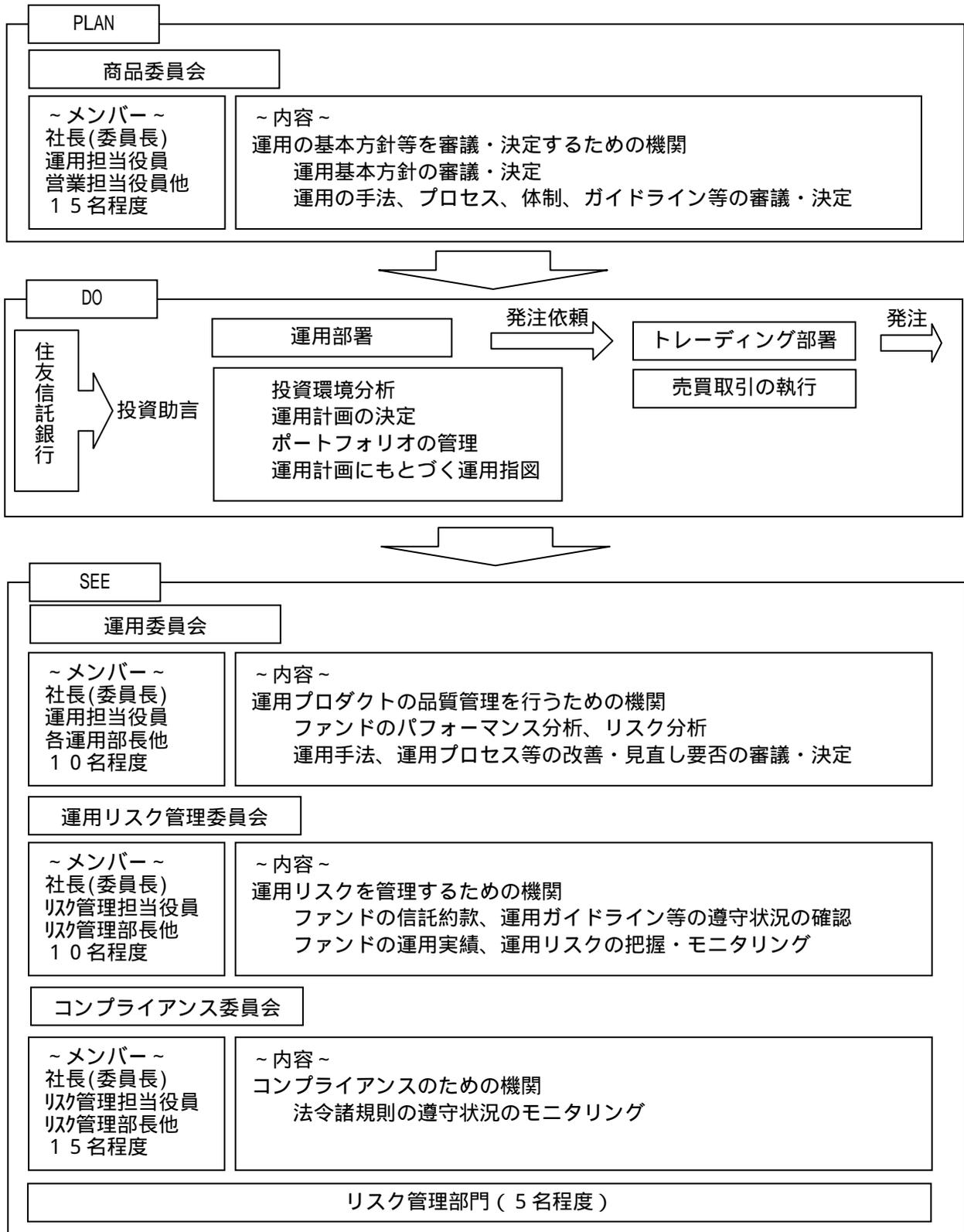
2 「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

3 「売買益」とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。以下同じ。

(3)運用体制

実質的な運用を行うマザーファンドの運用体制は以下の通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様の運用体制となっております。

記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、平成20年6月末日現在のものであり、今後、変更されることがあります。



[ PLAN(計画) ]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等 15 名程度で構成される商品委員会において決定されます。

[ DO(実行) ]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

[ SEE(検証) ]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等 10 名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等 15 名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。(5 名程度)

(4)投資リスクおよびリスク管理体制

投資リスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。従いまして、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。

(イ)本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

(ロ)本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因としては、主として次のようなものがあります。

1)価格変動リスク

・本ファンドは、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

(株価変動リスク)

・本ファンドは、マザーファンドを通じて株式に投資を行います。組み入れた株式の価格は、発行企業の業績や国内外の経済情勢等により変動します。株式の価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を株式に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

## 2)為替リスク

- ・本ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資を行います。通貨の価格変動等の影響により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。例えば、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円高となった場合は円建の評価額が減価し、基準価額が下落する場合があります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

## 3)カントリーリスク

- ・マザーファンドを通じて外貨建資産への投資を行う場合、当該国・地域の政治・経済、社会制度、対外関係等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

## 4)信用リスク

- ・マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。
- ・マザーファンドおよび本ファンドが、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

## 5)その他のリスク

- ・本ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の下落により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ・本ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）への連動を目指しますが、本ファンドへの入出金の影響、組入比率が100%でない影響、本ファンドの銘柄ごとの組入比率とMSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の構成銘柄のウエイトが異なること、売買コストや信託報酬等の影響などから、ベンチマークから乖離する可能性があります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドによる多額の追加設定および一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変更等により、基準価額が大きく変動し、結果として投資元本を割り込むことがあります。
- ・本ファンドのご換金の請求は指定販売会社において毎営業日受け付けますが、ご換金の請求日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する場合は、当該請求には応じませんのでご注意ください。（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所、ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている先と同じです。）

## リスク管理体制

### (イ) 投資リスクに関する管理基準

基本方針を遵守した運用を行うため、ファンドごとにリスク管理項目を規定しています。

運用の基本方針	投資信託約款等にしたがって、ファンド運用上遵守すべき基本事項を定めたもの
運用ガイドライン	運用の基本方針にもとづき、運用目標やリスク管理目標等の、ファンドの運用管理基準を定めたもの

#### 【マザーファンドのリスク管理基準】

- ・リスクモデルを活用したリスク分析を行います。

〔項目〕推定トラッキングエラー

リスクインデックス

セクター

国

通貨

システムティックリスク要因

- ・パフォーマンスの要因分析を行います。

〔項目〕トラッキングエラー実績値

為替評価日格差要因

マザーファンドの資金動向要因 等

- ・分析結果は、月次で運用リスク管理委員会に報告されており、客観的なチェックが行われております。

### (ロ) リスク管理体制

明確な PLAN-DO-SEE プロセスにより、投資リスクの管理を行っています。

実質的な運用を行うマザーファンドのリスク管理体制は前記「(3)運用体制」に記載されている通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様のリスク管理体制となっております。

### 3. 運用の状況

#### (1) 運用状況

##### 投資状況

(平成20年5月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
住信 外国株式インデックス マザーファンド	日本	1,035,871,550	99.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		805,063	0.08
合計(純資産総額)		1,036,676,613	100.00

(注)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (参考情報)

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」を主要投資対象にしており、マザーファンドの平成20年5月30日現在の投資状況は以下のとおりです。

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)	
株式	アメリカ	60,359,927,459	48.55	
	カナダ	6,115,664,111	4.92	
	ドイツ	5,831,851,121	4.69	
	イタリア	2,510,590,777	2.02	
	フランス	6,449,619,723	5.19	
	オーストラリア	4,151,744,511	3.34	
	イギリス	12,270,531,295	9.87	
	スイス	4,305,407,624	3.46	
	バミューダ	1,376,249,165	1.11	
	香港	1,114,537,239	0.90	
	シンガポール	784,873,103	0.63	
	ニュージーランド	59,061,686	0.05	
	オランダ	3,124,685,398	2.51	
	スペイン	2,726,241,269	2.19	
	ベルギー	775,442,572	0.62	
	スウェーデン	1,503,334,457	1.21	
	ノルウェー	632,207,795	0.51	
	オーストリア	416,010,827	0.33	
	ルクセンブルク	524,832,107	0.42	
	フィンランド	1,075,168,201	0.86	
	デンマーク	644,031,707	0.52	
	アイルランド	369,135,997	0.30	
	ギリシャ	469,956,978	0.38	
	ポルトガル	205,357,103	0.17	
	ケイマン	579,942,726	0.47	
	リベリア	18,236,488	0.01	
	パナマ	75,678,126	0.06	
	アンティル	592,616,136	0.48	
		小 計	119,062,935,701	95.77
	投資信託受益証券	カナダ	254,957,891	0.21
		スイス	157,940,701	0.13
パナマ		90,004,273	0.07	
		小 計	502,902,865	0.40

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	1,049,654,143	0.84
	フランス	127,408,996	0.10
	オーストラリア	281,778,192	0.23
	イギリス	177,467,158	0.14
	香港	32,854,143	0.03
	小計	1,669,162,632	1.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,081,454,013	2.48
合計(純資産総額)		124,316,455,211	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産(平成20年5月30日現在)

(イ)投資有価証券の主要銘柄

1)投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	住信 外国株式インデックス マザーファンド	786,419,337	1.2792	1,006,044,002	1.3172	1,035,871,550	99.92

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

2)投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.92
合計	99.92

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

3)投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(ロ)投資不動産物件

該当事項はありません。

(ハ)その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」を主要投資対象にしており、マザーファンドの平成20年5月30日現在の投資資産は以下のとおりです。

(イ)投資有価証券の主要銘柄

1)投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	245,836	9,562.97	2,350,922,907	9,448.76	2,322,845,977	1.87
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	456,445	3,230.66	1,474,619,744	3,240.17	1,478,963,960	1.19
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	275,589	4,178.18	1,151,461,136	4,251.14	1,171,570,177	0.94
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	384,964	2,980.03	1,147,206,193	2,993.78	1,152,498,486	0.93

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	876,863	1,265.91	1,110,037,399	1,280.55	1,122,870,201	0.90
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	143,257	6,860.00	982,743,378	6,923.45	991,833,034	0.80
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	94,816	10,619.41	1,006,890,452	10,454.44	991,248,657	0.80
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	銀行	545,399	1,771.34	966,090,103	1,770.82	965,805,038	0.78
スイス	株式	NESTLE SA - REGISTERED	食品・飲料・タバコ	17,928	51,554.08	924,261,635	51,856.45	929,682,525	0.75
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	98,798	9,125.04	901,536,186	9,262.88	915,154,067	0.74
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	128,652	6,861.05	882,689,091	7,023.91	903,640,712	0.73
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	63,375	13,698.85	868,164,935	13,716.83	869,304,259	0.70
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	2,458,108	340.57	837,170,205	336.39	826,891,872	0.67
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	40,061	19,776.30	792,258,654	19,742.46	790,902,990	0.64
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	275,929	2,700.85	745,244,219	2,771.70	764,794,478	0.62
オランダ	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	165,004	4,509.63	744,108,622	4,574.45	754,802,811	0.61
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	206,020	3,581.75	737,912,650	3,658.95	753,816,879	0.61
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	157,934	4,532.44	715,827,168	4,607.52	727,685,248	0.59
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	152,887	4,556.00	696,553,477	4,648.94	710,762,550	0.57
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	11,129	60,091.37	668,756,968	61,652.24	686,127,890	0.55
アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	109,643	6,037.26	661,944,120	6,127.15	671,799,655	0.54
アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	67,823	9,788.21	663,866,445	9,619.01	652,390,793	0.52
ドイツ	株式	E.ON	公益事業	28,994	21,768.17	631,146,593	22,380.23	648,892,536	0.52
アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	315,494	2,040.97	643,915,366	2,051.54	647,251,715	0.52
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	263,009	2,481.95	652,775,845	2,447.05	643,597,488	0.52
スペイン	株式	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO SA	銀行	288,690	2,174.19	627,667,632	2,174.19	627,667,632	0.50
スイス	株式	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	107,796	5,452.73	587,783,453	5,568.64	600,277,925	0.48
スイス	株式	ROCHE HOLDING GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	32,988	17,890.22	590,162,742	18,162.35	599,139,865	0.48
スペイン	株式	TELEFONICA	電気通信サービス	197,704	2,986.43	590,430,738	3,020.89	597,243,400	0.48
アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	120,000	4,919.49	590,338,800	4,960.73	595,287,900	0.48

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

2) 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	95.77
投資信託受益証券	0.40
投資証券	1.34
合計	97.52

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

3) 投資株式の業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	13.25
		素材	7.76
		資本財	7.89
		商業サービス・用品	0.62
		運輸	1.75
		自動車・自動車部品	1.28
		耐久消費財・アパレル	0.99
		消費者サービス	1.19
		メディア	2.46
		小売	1.81
		食品・生活必需品小売り	2.24
		食品・飲料・タバコ	5.17
		家庭用品・パーソナル用品	1.54
		ヘルスケア機器・サービス	2.57
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.07
		銀行	8.71
		各種金融	5.82
		保険	4.56
		不動産	0.57
		ソフトウェア・サービス	3.76
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.88		
電気通信サービス	4.60		
公益事業	4.87		
半導体・半導体製造装置	1.41		
合計			95.77

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

(ロ) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(ハ) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

(イ) 純資産の推移

	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
平成 20 年 1 月末日	187,259,880	0.9257
2 月末日	337,609,329	0.9326
3 月末日	497,435,740	0.8640
4 月末日	721,088,523	0.9439
第 1 期計算期間末 (平成 20 年 5 月 12 日)	829,042,872	0.9404
5 月末日	1,036,676,613	0.9718

(ロ) 分配の推移

期 間	1 口当たりの分配金(円)
第 1 期計算期間(平成 20 年 1 月 9 日 ~ 平成 20 年 5 月 12 日)	0.0000

(ハ) 収益率の推移

期 間	収益率(%)
第 1 期計算期間(平成 20 年 1 月 9 日 ~ 平成 20 年 5 月 12 日)	6.0

(注 1) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に 100 を乗じて得た数字です。

(注 2) 小数第 2 位を四捨五入しております。

(2)財務ハイライト情報

以下の情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

本ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

STAM グローバル株式インデックス・オープン

(イ)貸借対照表

(単位：円)

区 分	第 1 期 (平成20年5月12日現在) 金 額
資産の部	
流動資産	
コ ー ル ・ ロ ー ン	3,887,599
親 投 資 信 託 受 益 証 券	828,106,322
未 収 利 息	52
流動資産合計	831,993,973
資産合計	831,993,973
負債の部	
流動負債	
未 払 解 約 金	1,868,742
未 払 受 託 者 報 酬	87,179
未 払 委 託 者 報 酬	987,958
そ の 他 未 払 費 用	7,222
流動負債合計	2,951,101
負債合計	2,951,101
純資産の部	
元本等	
元 本	881,594,781
剰 余 金	
期 末 欠 損 金	52,551,909
剰 余 金 合 計	52,551,909
元本等合計	829,042,872
純資産合計	829,042,872
負債・純資産合計	831,993,973

## (口) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
区 分	金 額
営業収益	
受 取 利 息	4,142
有 価 証 券 売 買 等 損 益	16,063,272
営業収益合計	16,067,414
営業費用	
受 託 者 報 酬	87,179
委 託 者 報 酬	987,958
そ の 他 費 用	7,222
営業費用合計	1,082,359
営業利益	14,985,055
経常利益	14,985,055
当期純利益	14,985,055
一部解約に伴う当期純損失分配額	1,377,384
期首欠損金	-
欠損金減少額	4,709,730
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	( 4,709,730 )
欠損金増加額	73,624,078
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	( 73,624,078 )
分配金	-
期末欠損金	52,551,909

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
2. その他	移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで及び11月11日から翌年5月10日までであります。ただし、第1期計算期間は約款に記載のとおり、平成20年1月9日(設定日)から平成20年5月12日までとなっております。

## ご投資の手引き

### 1. お買付時

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、当初設定については設定日(平成20年1月9日)に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (1) 申込期間

##### (イ) 当初募集期間

平成19年11月29日から平成20年1月8日まで

##### (ロ) 継続募集期間

平成20年1月9日から平成21年1月30日まで

(継続募集を行う期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。)

原則として、毎営業日受け付けますが、継続募集期間において取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクストパリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する場合には、取得の申込みは受け付けないものとし、なお、取得のお申込みの受付時間は、原則として、指定販売会社の午後3時(わが国の取引所が半休日の場合は午前11時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクストパリ証券取引所、ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書(交付目論見書)の概要」に記載されている通りです。

#### (2) 申込取扱場所ならびに払込取扱場所

委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書(交付目論見書)の概要」に記載されている通りです。

### (3)お取扱いコース

#### 一般コース

収益の分配がなされた場合に分配金（税引後）を受領するコースです。

#### 自動けいぞく投資コース

分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されるコースです。

指定販売会社によってお取扱いコースが異なる場合があります。なお、指定販売会社によっては、定額購入で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。

### (4)販売価額（発行価格）（受益権1口当たり）

#### （イ）当初募集期間

受益権1口当たり1円とします。

#### （ロ）継続募集期間

原則として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>1</sup>とします。

### (5)申込単位

委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

### (6)申込手数料（受益権1口当たり）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。平成20年6月末日現在の申込手数料率の上限は2.10%（税抜<sup>2</sup>2.00%）です。申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

「償還乗換え<sup>3</sup>」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する部分について、指定販売会社が上記に定める申込手数料率を優遇して適用する場合があります。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

---

1「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより、日々変動します。なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に表記を「グロ株イ」として掲載されます。ただし、表示は1万口当たり換算した価額で行われます。また、委託者および指定販売会社で入手できますので、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

2「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。以下同じ。

3「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ケ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金またはご解約金を含みます。なお、追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。）をもって、その支払いを行った指定販売会社で本ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。この場合、指定販売会社は償還金の支払いを受けたことを証する書面の提出を求めることがあります。

指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求による売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、上記 に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）」の概要に記載されている通りです。

自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

#### (7) 払込期日

##### (イ) 当初募集期間

取得申込者は、取得申込みに係る金額を当初募集期間中に申込みの指定販売会社に支払うものとします。本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、当初募集に係る発行価額の総額は、設定日（平成20年1月9日）に、指定販売会社より、委託者の指定する口座を経由して受託者である住友信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

##### (ロ) 継続募集期間

取得申込者は、取得申込みに係る金額を指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (8) その他

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 2. ご換金時

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### (1) ご換金の方法

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。ご換金のお申込みは、原則として毎営業日受け付けます。ただし、ご換金の請求日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する場合には、当該請求を受け付けないものとします。なお、ご換金の受付時間は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、この時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日扱いとなります。ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所、ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

### (2) ご換金価額（受益権1口当たり）

ご解約による場合は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額とします。（解約価額）

$$\begin{aligned} \text{解約価額} &= \text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} - \text{信託財産留保金} \\ &= \text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} - (\text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} \times 0.05\%) \end{aligned}$$

買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。

### (3) お受取金額（受益権1口当たり）

ご解約による場合は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額となります。

買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。

### (4) ご換金単位

委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

### (5) 換金（解約）手数料

ありません。

---

「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいし、投資信託財産に繰り入れられます。

(6)お支払い期日

ご解約による場合は、解約請求受付日より起算して5営業日目から指定販売会社において支払います。  
買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。

(7)その他

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

### 3. 管理および運営等

#### (1) 資産の評価

投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

##### 【主要な投資対象の評価方法】

- ・本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・マザーファンドの主要な投資対象である株式の評価方法

原則として取引所における計算時において知り得る直近の日（外国で取引されているものについては、本ファンドの基準価額計算日の前日）の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (2) お申込み時、ご換金時以外における手数料等

##### 信託報酬等

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率 0.7770% (税抜 0.74%)	純資産総額に対して 年率 0.3465% (税抜 0.33%)	純資産総額に対して 年率 0.3675% (税抜 0.35%)	純資産総額に対して 年率 0.0630% (税抜 0.06%)

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

##### その他の手数料等

- (イ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）
- (ロ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）
- (ハ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に 0.00525%（税抜 0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。なお、費用の計算方法および支弁時期は平成 20 年 6 月末日現在のものであり、今後変更されることがあります。

### (3) 収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

上記の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (4) 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

### (5) 課税上の取扱い

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

個人の受益者に対する課税

・解約益・償還益・収益分配金

個人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、配当所得として課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成20年12月31日までは、10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収（申告不要）されます。ただし、確定申告により総合課税を選択することもできます。

平成21年1月1日以降は、以下の取扱いに変更となります。

（イ）収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

(ロ) ご解約による換金時および償還時の譲渡益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です)。その税率は、平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額のうち500万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)、500万円を超える部分については、20%(所得税15%および地方税5%)となります。(平成23年以降は、金額に関らず20%(所得税15%および地方税5%)となります。)なお、平成21年および平成22年において、特定口座(源泉徴収あり)を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

・買取請求による譲渡益

個人受益者の買取請求による譲渡益については、平成20年12月31日までは、原則として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。

平成21年1月1日以降は、原則として、上記(ロ)と同一の取扱いとなります。

<損益通算について>

ご解約による換金および償還により発生した損失、買取請求による換金を行った際の譲渡損益は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の譲渡損益と通算することができ、また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

平成21年1月1日以降は、ご解約による換金および償還により発生した利益も譲渡益として損益通算の対象となります。また、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得も損益通算の対象となります。

詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

・解約益・償還益・収益分配金

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成16年1月1日から平成21年3月31日までは、7%(所得税7%)の税率により源泉徴収されます。(地方税はありません。)源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成21年4月1日以降は、税率は15%(所得税15%)となります。

・買取請求による譲渡益

法人受益者による買取請求による譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。

個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)受益者が同一ファンドの受益権を複数の指定販売会社で取得する場合については、各指定販売会

- 社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### (6) 信託の終了(詳しくは投資信託約款をご参照ください。)

委託者は、投資信託約款に定める信託終了前に、受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合もしくはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前記の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前期の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### (7) 投資信託約款の変更等(詳しくは投資信託約款をご参照ください。)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」)をいいます。

以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託者は、前記 の事項(前記 の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (8) 受益証券の保管

該当事項はありません。

#### (9) 運用報告書

委託者は、原則として計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

#### (10) 受益者の権利等

本ファンドの受益者が有する主な権利は以下の通りです。

##### 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に依りて請求する権利を有します。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとし、

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5年

業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

#### 換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

#### 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、議決権、受益者集会の権利はありません。

## ・その他

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金

平成20年3月末日現在 3億円

#### (2) 会社の沿革

昭和61年11月1日	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年9月9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成2年10月1日	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年2月15日	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年3月25日	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

#### (3) 大株主の状況（平成20年3月末日現在）

名称	住所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合計		6,000株	100.0%

#### (4) 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

##### 受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

##### 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取
- 6) 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- 7) 受益者に対する運用報告書の交付
- 8) その他上記の業務に付随する業務

なお、指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

## 2. 内国投資信託受益証券事務の概要

### (1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

### (2) 受益者等に対する特典

受益権の募集・販売に際して、生命保険、年金およびその他の特典またはサービス・商品を付けることはありません。

### (3) 内国投資信託証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 3. 投資信託説明書（請求目論見書）の項目

#### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1)資産の評価
  - (2)保管
  - (3)信託期間
  - (4)計算期間
  - (5)その他
- 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

##### 1 財務諸表

- (1)貸借対照表
- (2)損益及び剰余金計算書
- (3)注記表
- (4)附属明細表

##### 2 ファンドの現況

##### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たりの純資産額（ / ）

#### 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託  
STAM グローバル株式インデックス・オープン  
約款

運用の基本方針

約款第 18 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、住信アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号にもとづく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第17条第1項、第17条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

第1項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、金72,082,645円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第48条第1項、第48条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については、72,082,645口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た

金額とします。

この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第28条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第

28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、追加信託の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資の場合は、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項の受益権の価額は、この投資信託契約締結日以降は、原則として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

第 3 項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第 1 項から第 5 項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、

当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を主として住信アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「住信 外国株式インデックス マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資

- 証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないのであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第26条まで、第28条および第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第26

条まで、第 28 条および第 32 条から第 34 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

第 1 項から第 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 20 条 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 1 項および第 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計

額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(第 5 号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

(スワップ取引の運用指図、目的、および範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)

を行うことを指図することができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡

取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

第5項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」

といひます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいひます。

本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいひます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいひます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいひます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との

合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。

第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、第1項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が第1項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

第1項および第2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいひます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等につ

いて円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

第1項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、第32条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産か

ら収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。

第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

受託者は、第1項および第2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第39条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用)

第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。 )は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の総額および支弁の方法 )

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 74 の率を乗じて得た額とします。第 1 項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

( 収益の分配方式 )

第 42 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益( 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。 )とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額( 以下「みなし配当等収益」といいます。 )との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用( 消費税等を含みます。 )、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額( 以下「売買益」といいます。 )は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用( 消費税等を含みます。 )、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

第 1 項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い )

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者( 当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者とし、 )に支払います。

第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金( 信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。 )は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者( 信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、 )に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

第 1 項、第 3 項および第 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 6 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責 )

第 44 条 受託者は、収益分配金については、第 43 条第 1 項に規定する支払開始日および第 43 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 43 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

( 収益分配金および償還金の時効 )

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規

定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、法兰克福証券取引所、ユーロネクストパリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

第5項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項および第2項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

第3項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から第5項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から第5項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、第 1 項の事項(第 1 項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り)以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

第 2 項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から第 5 項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 54 条 第 48 条に規定する投資信託契約の解約または第 53 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 20 年 1 月 9 日

委託者 住信アセットマネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

## 用語解説

### あ行

運用報告書	ファンドがどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容とあわせて説明する報告書のこと。原則としてファンドの計算期間ごとに投信会社が作成し、販売会社を通じてファンドの保有者(受益者)に交付されます。
EDINET	Electronic Disclosure for Investors NETworkの略です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書、半期報告書等を閲覧することができます。

### か行

会計監査費用	1998年12月の法改正により、ファンドで保有している有価証券などの分別管理が適切に行われているかなどについて公認会計士などの有資格者によるファンドの監査が義務付けられ、その対価として支払われる費用のこと。
格付	債券の元金や利金の支払いの安全度を専門的な第三者(格付機関など)が評価したもの。各機関によって分析方法が異なるため、同じ銘柄であっても必ずしも同等の評価とならないこともあります。債券格付が一般的ですが、株式格付や投資信託格付などもあります。
株式投資信託	略して「株式投信」「株投」といわれることもあります。一般には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、日本では、約款上株式を1株でも組み入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。
基準価額	ファンドの資産総額から負債総額を差し引いた金額(純資産総額)をそのときのファンドの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ファンドを買い付ける際や換金する際の基準となるもので、通常、毎営業日に計算・公表されています。
金融商品取引業(金融商品取引業者)	2007年9月30日施行の「金融商品取引法」にもとづき定められ、有価証券の売買等を行う「第一種金融商品取引業」、投資信託他の運用等を行う「投資運用業」などの種類があります。これらの業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、「金融商品取引業者」と呼ばれます。
金融商品取引所(取引所)	上記の「金融商品取引法」に定められ、内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人または株式会社をいいます。なお、本目論見書および投資信託約款等においては、原則として、金融商品取引所の開設する金融商品市場、これらに類似する市場で外国に所在するものおよび当該市場を開設する者を含め、総称して「取引所」という用語を使用しております。
クローズド期間	ファンドを解約できない期間のこと。効率的で計画的な運用を行うため設けられますが、ファンドによってその有無、期間の長短は異なります。
継続募集期間	追加型証券投資信託におけるファンド設定日から目論見書の有効期間が切れる日まで行われるファンドの募集期間のこと。目論見書の有効期間は、有価証券届出書を関東財務局長に提出することで更新されていきます。
個別元本	受益者ごとのファンドの買付価額のこと。同じファンドを複数回取得した場合には、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。

### さ行

収益分配金	ファンドの決算時に受益者に支払われる収益金のこと。収益の源泉はファンドに組み入れた有価証券等から生ずる利子・配当、売買益・評価益などの合計額から経費を差し引いた額であり、分配方針にしたがって受益権口数に応じて各受益者に平等に分配されます。
受益者	ファンドを購入・保有している個人・法人のこと。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券の時価、現預金、利息・配当金の合計額からファンドの運用に要した費用などの負債額を差し引いた額のこと。
償還	ファンドが信託財産の清算を行い、換金された金銭をその時の受益者に返還すること。なお、約款で定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなって運用が困難になった場合などには期日を繰り上げて償還することがあり、これを「繰上償還」といいます。
信託期間	ファンドごとに定められたファンドの存続期間のこと。運用開始日から運用終了日までの期間をいいます。
信託財産留保金	償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、途中解約時の解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。ファンドによっては追加信託時にお買付の投資者にご負担頂く場合があります。
信託報酬	運用を行う委託者、指定販売会社、投資信託財産の管理を行う受託者に対して、それら業務の対価としてファンドから支払われる報酬のこと。
設定日	ファンドの運用開始日のこと。

## た行

貯金保険	正式には「農水産業協同組合貯金保険」といいます。預金保険が、日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会を対象にしているのに対し、貯金保険は、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、左記協同組合の連合会、農林中央金庫を対象にしています。
追加型投資信託	ファンドの存続期間中、原則としていつでも購入・換金ができるファンドのこと。
投資信託約款	個々のファンドの具体的な仕組みや運営・管理などの細目を規定したもの。投資信託及び投資法人に関する法律にもとづいて作成され、その内容については、あらかじめ、金融庁に届出が行われます。委託者と受託者は、この投資信託約款にもとづいて投資信託契約を締結し、ファンドの運営・管理などを行います。
当初募集期間	新しく設定される追加型証券投資信託において、そのファンドの有価証券届出書を関東財務局長に提出しその効力が発生した日以降、販売会社が募集を開始した日からファンド設定日の前日まで行われる募集期間のこと。ファンドが設定されていないため、基準価額は存在せず、取得する場合は通常1口当たり1円や1口当たり1万円（ファンドによって異なる）などの価額となります。
特別分配金	収益分配金のうちファンドの追加設定によりファンドに生じた収益調整金から支払われる分配金で、追加型株式投資信託特有のもの。収益分配金を支払った後の基準価額が、その受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、元本の払戻しの性格を持つため、非課税扱いとなります。

## は行

配当利回り	株式の年間配当額を株価で割ったもの。
反対者による買取請求権	投資信託契約の解約や重大な投資信託約款の変更等を行う場合においては、事前にその賛否を受益者に問わなければなりません。反対する受益者に帰属する受益権の割合が法令に定める割合に達せず、それらが実施されることとなった場合において、反対した受益者が、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で投資信託財産をもって買い取るべきことを請求できる権利のことです。この制度を使わず、通常解約を行ってもかまいません。
普通分配金	追加型株式投資信託の収益分配金のうち、公社債などの利子、株式の配当金、売買益などの運用益から支払われる分配金で、マル優などの適用で非課税となるものを除き、課税扱いとなります。具体的には、収益分配金を支払った後の基準価額が、その受益者の個別元本と同額の場合または個別元本を上回っている場合には収益分配金全額が普通分配金となり、また、収益分配金を支払った後の基準価額が、その受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金から特別分配金を差し引いた額が普通分配金となります。
保険契約者保護機構	保険会社が経営破綻に陥った場合に、保険契約者の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。現在、日本には、生命保険会社が加入する「生命保険契約者保護機構」と、損害保険会社が加入する「損害保険契約者保護機構」の2つがあります。

## ま行

申込手数料	ファンドの取得申込みの際、投資者が販売会社に支払う手数料のこと。販売手数料、募集手数料ともいいます。
目論見書	有価証券の募集や売出の時に、その有価証券の発行者が投資者に対して提供しなければならない説明資料のこと。投資信託の場合も、1998年の法改正によってそれまでの受益証券説明書に替わって、目論見書の交付が義務づけられました。ファンドの運用方針や特徴など、重要な情報が記載されています。なお、2004年の法改正によって、ファンドを買っていただく投資者に必ず交付しなければならない目論見書(交付目論見書)と、約定までに投資者からの請求があれば交付しなければならない目論見書(請求目論見書)の2部制となりました。

## や行

有価証券届出書	投資信託を募集する場合、(関東)財務局長に提出しなければならない書類のこと。1998年の法改正によって投資信託も有価証券の一種となったことから、提出が義務づけられました。原則として、有価証券届出書に記載されていない事項は目論見書には記載できません。
有価証券報告書	ファンドの決算日から3ヶ月以内に、(関東)財務局長に提出しなければならないファンドの決算書のこと。1998年の法改正によって投資信託も有価証券の一種となったことから、提出が義務づけられました。
預金保険機構	金融機関の破綻により預金の払戻しができなくなったなどの場合、預金保険機構が、預金保険金を支払ったり、破綻金融機関の合併に対して資金を援助するなどの方法により、預金者を保護する制度のこと。日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会はすべてこの制度への加入が義務づけられています。

# STAM グローバル株式インデックス・ オープン

投資信託説明書  
( 請求目論見書 )

2008.8.1



住信アセットマネジメント株式会社

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の募集については、委託者は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 11 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 11 月 29 日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定にもとづき投資家がファンドを取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。

< 有価証券届出書の表紙記載項目 >

有価証券届出書提出日	:	平成 19 年 11 月 13 日
発行者名	:	住信アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	取締役社長 平田 誠一
本店の所在の場所	:	東京都港区北青山 2 丁目 11 番 3 号（注） （注）平成 20 年 1 月 15 日より東京都中央区八重洲 2 丁目 3 番 1 号に移転しております。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称	:	STAM グローバル株式インデックス・オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	:	当初募集額 上限 500 億円 継続募集額 上限 3,000 億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供 する場所	:	該当ありません。

本投資信託説明書中において、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」を「本ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

## 【目 次】

第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	3
第 3 管理及び運営	4
1 資産管理等の概要	4
(1)資産の評価	4
(2)保管	5
(3)信託期間	5
(4)計算期間	5
(5)その他	5
2 受益者の権利等	7
第 4 ファンドの経理状況	9
1 財務諸表	11
2 ファンドの現況	41
第 5 設定及び解約の実績	41

## 第1【ファンドの沿革】

平成 12 年 5 月 30 日	本ファンドの主要投資対象である「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の設定、運用開始
平成 20 年 1 月 9 日	投資信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）の適用を受けており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、当初設定については設定日（平成 20 年 1 月 9 日）に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 1) 申込手続

- (イ) 本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- (ロ) 取得申込みは、当初募集期間である平成 19 年 11 月 29 日から平成 20 年 1 月 8 日まで、ならびに継続募集期間である平成 20 年 1 月 9 日から平成 21 年 1 月 30 日までの毎営業日に、本邦にある指定販売会社の本支店・出張所で受け付けます。ただし、継続募集期間において、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する場合には、取得の申込みは受け付けないものとします。
- (ハ) 継続募集期間における取得申込みの受付時間は、原則として、指定販売会社の営業日の午後 3 時（わが国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前 11 時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。
- (ニ) 本ファンドの受益権の販売価額は、当初募集期間中は、1 口当たり 1 円とし、継続募集期間中は、原則として取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (ホ) 申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとします。

(ヘ) 申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。指定販売会社の取扱いコースについては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-417434（フリーダイヤル）

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

住信アセットマネジメント株式会社ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

(ト) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 2) 申込単位

申込単位については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「第2【手続等】 1【申込（販売）手続等】 1) 申込手続（ヘ）」に記載されている先と同じです。

## 3) 申込手数料

(イ) 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。平成20年6月末日現在の申込手数料率の上限は2.10%（税抜2.00%）です。

「税抜」における「税」とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ）。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「第2【手続等】 1【申込（販売）手続等】 1) 申込手続（ヘ）」に記載されている先と同じです。

(ロ) 「償還乗換え」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する部分について、指定販売会社が上記（イ）に定める申込手数料率を優遇して適用する場合があります。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「第2【手続等】 1【申込（販売）手続等】 1) 申込手続（ヘ）」に記載

されている先と同じです。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金またはご解約金を含みます。なお、追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。）をもって、その支払いを行った指定販売会社で本ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。この場合、指定販売会社は償還金の支払いを受けたことを証する書面の提出を求めることがあります。

- (八) 指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金ををもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、上記(イ)に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「第2【手続等】1【申込（販売）手続等】1) 申込手続（へ）」に記載されている先と同じです。
- (二) 自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

## 2【換金（解約）手続等】

### 1) 受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。

### 2) 受益権のご解約の請求

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

(イ) 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求は、原則として毎営業日受け付けますが、当該請求の日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクストパリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する場合には、当該請求を受け付けないものとし、ご解約の請求の受付時間は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は、午前11時）までとし、この時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日扱いとなります。また、解約単位は、指定販売会社によって異なります。

(ロ) 受益者が前記のご解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、

(ハ) 委託者は、前記(イ)のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

- (二) ご解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。すなわち、解約価額 = 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保金 = 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - (解約請求受付日の翌営業日の基準価額 × 0.05%) となります。

「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

- (ホ) ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額(解約代金)となります。
- (ヘ) 解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から指定販売会社において支払います。
- (ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記(イ)によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 前記(ト)により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記(二)の規定に準じて計算された価額とします。
- (リ) ご解約の価額に関する投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「第2【手続等】1【申込(販売)手続等】1)申込手続(ヘ)」に記載されている先と同じです。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 1)基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

###### [主要な投資対象の評価方法]

- ・本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・マザーファンドの主要な投資対象である株式の評価方法

原則として取引所における計算時において知り得る直近の日(外国で取引されているものについては、本ファンドの基準価額計算日の前日)の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における本ファン

ドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。

投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「第2【手続等】1【申込（販売）手続等】1）申込手続（へ）」に記載されている先と同じです。

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に表記を「グロ株イ」として掲載されます。ただし、表示は1万口あたりに換算した価額で行われます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成20年1月9日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。（第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。）ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(イ) (a) 委託者は、投資信託約款に定める信託終了前に、受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合もしくはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託者は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、

真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

- (ロ)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ハ)委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「2)投資信託約款の変更等(イ)(b)」の書面決議で否決された場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。
- (ニ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2)投資信託約款の変更等

- (イ)(a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b)委託者は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c)上記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d)上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f)上記(b)から(e)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g)上記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(ロ)委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(イ)に記載されている手続きにしたがいます。

3) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

4) 運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

5) 信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

## 2 【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

1) 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2) 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、

指定販売会社において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

3) 換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

4) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

5) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、議決権、受益者集会の権利はありません。

#### 第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成20年1月9日から平成20年5月12日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 20 年 6 月 13 日

住信アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

石川 芳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている STAM グローバル株式インデックス・オープンの平成 20 年 1 月 9 日から平成 20 年 5 月 12 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STAM グローバル株式インデックス・オープンの平成 20 年 5 月 12 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1【財務諸表】

## STAM グローバル株式インデックス・オープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	第 1 期 (平成20年5月12日現在) 金 額
資産の部	
流動資産	
コ ー ル ・ ロ ー ン	3,887,599
親 投 資 信 託 受 益 証 券	828,106,322
未 収 利 息	52
流動資産合計	831,993,973
資産合計	831,993,973
負債の部	
流動負債	
未 払 解 約 金	1,868,742
未 払 受 託 者 報 酬	87,179
未 払 委 託 者 報 酬	987,958
そ の 他 未 払 費 用	7,222
流動負債合計	2,951,101
負債合計	2,951,101
純資産の部	
元本等	
元 本	881,594,781
剰 余 金	
期 末 欠 損 金	52,551,909
剰 余 金 合 計	52,551,909
元本等合計	829,042,872
純資産合計	829,042,872
負債・純資産合計	831,993,973

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
区 分	金 額
営業収益	
受 取 利 息	4,142
有 価 証 券 売 買 等 損 益	16,063,272
営業収益合計	16,067,414
営業費用	
受 託 者 報 酬	87,179
委 託 者 報 酬	987,958
そ の 他 費 用	7,222
営業費用合計	1,082,359
営業利益	14,985,055
経常利益	14,985,055
当期純利益	14,985,055
一部解約に伴う当期純損失分配額	1,377,384
期首欠損金	-
欠損金減少額	4,709,730
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	( 4,709,730 )
欠損金増加額	73,624,078
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	( 73,624,078 )
分配金	-
期末欠損金	52,551,909

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
2. その他	移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで及び11月11日から翌年5月10日までであります。ただし、第1期計算期間は約款に記載のとおり、平成20年1月9日(設定日)から平成20年5月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 (平成20年5月12日現在)
1. 期首元本額	72,082,645円
期中追加設定元本額	876,635,628円
期中一部解約元本額	67,123,492円
期末元本額	881,594,781円
2. 元本の欠損	純資産額は、元本を52,551,909円下回っております。
3. 計算期間末日における受益権の総数	881,594,781口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	
分配金の 計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(5,232,879円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(11,129,560円)、収益調整金(1,018,672円)及び分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は17,381,111円(1万口当たり197円15銭)であります。分配は見送りとさせていただきます。

(有価証券に関する注記)

第1期 (平成20年5月12日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	828,106,322	16,112,488
合 計	828,106,322	16,112,488

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

第 1 期 (平成20年5月12日現在)
1口当たり純資産額 = 0.9404円

(4)【附属明細表】(平成20年5月12日現在)

1)有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数 (単位 : 口)	帳簿価額 (単位 : 円)	評価額 (単位 : 円)	評価損益 (単位 : 円)
親投資信託 受益証券	住信 外国株式インデックス マザーファンド	649,953,946	811,993,834	828,106,322	16,112,488
	合計	649,953,946	811,993,834	828,106,322	16,112,488

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の受益証券です。

「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

区 分	(平成20年5月12日現在) 金 額
資産の部	
流動資産	
預 金	592,879,418
コ ー ル ・ ロ ー ン	103,895,567
株 式	115,466,688,575
投 資 証 券	2,137,775,073
派 生 商 品 評 価 勘 定	11,483,273
未 収 入 金	108,078,119
未 収 配 当 金	275,135,803
未 収 利 息	1,394
差 入 委 託 証 拠 金	974,440,028
流動資産合計	119,670,377,250
資産合計	119,670,377,250
負債の部	
流動負債	
派 生 商 品 評 価 勘 定	10,516,638
未 払 解 約 金	20,863,769
流動負債合計	31,380,407
負債合計	31,380,407
純資産の部	
元本等	
元 本	93,898,900,034
剰 余 金	
剰 余 金	25,740,096,809
剰 余 金 合 計	25,740,096,809
元本等合計	119,638,996,843
純資産合計	119,638,996,843
負債・純資産合計	119,670,377,250

(注)「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年5月30日から翌年5月29日までであり、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の計算期間とは異なっております。

上記の表は、平成20年5月12日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (3)先物取引 個別法に基づき、時価評価しております。 (4)外国為替予約 個別法に基づき、時価評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条及び第61条に基づいております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式・投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、まだ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	(平成20年5月12日現在)
1.期首元本額	81,672,792,789円
期中追加設定元本額	18,245,639,443円
期中一部解約元本額	6,019,532,198円
期末元本額	93,898,900,034円
期末における元本額の内訳	
SBI 資産設計オープン(資産成長型)	122,247,753円
SBI 資産設計オープン(分配型)	34,871,723円
STAM グローバル株式インデックス・オープン	649,953,946円
すみしん マイセレクション25	32,880,062円
すみしん マイセレクション50	97,067,692円
すみしん マイセレクション75	107,649,387円
すみしん 外国株式インデックス・オープン	1,147,816,050円
すみしん DC マイセレクション25	395,474,338円
すみしん DC マイセレクション50	2,667,166,953円
すみしん DC マイセレクション75	2,891,379,610円
すみしん DC外国株式インデックス・オープン	1,980,822,123円
すみしん DC マイセレクションS25	6,464,124円
すみしん DC マイセレクションS50	75,736,155円
すみしん DC マイセレクションS75	72,207,008円
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2015	2,905,555円
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2025	109,504円
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2035	151,150円

	(平成20年5月12日現在)
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2045	184,245円
すみしん DCマルチアセット ファンド	121,823円
STAM 外国株式インデックス・オープン (SMA専用)	551,096,880円
すみしん マイセレクション50VA1 (適格機関投資家専用)	297,982,130円
すみしん マイセレクション75VA1 (適格機関投資家専用)	166,578,821円
すみしん 外国株式インデックス・オープンVA1 (適格機関投資家専用)	754,569,681円
すみしん マイセレクション50VA2 (適格機関投資家専用)	2,865,270円
すみしん バランス30VA1 (適格機関投資家専用)	1,317,088,643円
すみしん バランス50VA1 (適格機関投資家専用)	5,334,652,589円
すみしん バランス25VA2 (適格機関投資家専用)	14,188,159,526円
すみしん バランス50VA2 (適格機関投資家専用)	4,300,625,087円
すみしん バランスA (25) VA1 (適格機関投資家専用)	5,288,167,374円
すみしん バランスB (37.5) VA1 (適格機関投資家専用)	1,132,163,622円
すみしん バランスC (50) VA1 (適格機関投資家専用)	8,397,963,320円
すみしん 世界バランスVA1 (適格機関投資家専用)	19,954,407,910円
すみしん 世界バランスVA2 (適格機関投資家専用)	19,677,121,747円
すみしん バランスD (35) VA1 (適格機関投資家専用)	507,110,609円
すみしん グローバルバランスファンドVA35 (適格機関投資家専用)	438,546,299円
住信 グローバル・バランスファンド・シリーズ1	1,303,818,200円
住信 グローバル株式ファンド (適格機関投資家専用)	773,125円
2. 計算期間末日における受益権の総数	93,898,900,034口

(有価証券に関する注記)

当計算期間末(平成20年5月12日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	115,466,688,575	7,698,066,054
投資証券	2,137,775,073	277,599,712
合 計	117,604,463,648	7,975,665,766

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

(自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)
<p>1. 取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的</p> <p>当ファンドは、約款に基づき投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。</p> <p>当ファンドの利用することができるデリバティブ取引は、先物取引(わが国の金融商品取引所における市場デリバティブ取引ならびに外国金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、わが国の金融商品取引所における通貨に係る市場デリバティブ取引ならびに外国金融商品取引所における通貨に係る市場デリバティブ取引)、スワップ取引、為替先渡取引、外国為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制</p> <p>当ファンドのデリバティブ取引には、市場リスクと信用リスクがあります。デリバティブ取引の執行は、取引権限を定めた社内ルールに従い行っており、市場リスクの管理については、ポジションやリスク評価額を日々算出し、リスクをコントロールする体制としています。</p> <p>3. 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

取引の時価等に関する事項  
株式関連

(単位：円)

区分	種類	(平成20年5月12日現在)			
		契約額等	うち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 FUTU	1,043,777,537	-	1,036,329,425	7,448,112
	S&P/TSE 60	85,637,670	-	88,411,650	2,773,980
	DJ EURO STOXX	454,348,212	-	454,830,740	482,528
	FTSE 100	221,229,305	-	224,668,519	3,439,214
	SWISS MKT IX	44,840,400	-	44,407,874	432,526
SPI 200 FUTU	81,391,310	-	83,791,512	2,400,202	
	合計	1,931,224,434	-	1,932,439,720	1,215,286

(注)時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

- 1.原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等および時価の邦貨換算額は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(平成20年5月12日現在)			
		契約額等	うち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	79,490,950	-	79,233,000	257,950
	売建				
	ユーロ	23,893,800	-	23,884,500	9,300
	合計	103,384,750	-	103,117,500	248,650

(注)時価の算定方法

- 1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。  
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。  
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち該当日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。  
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、該当日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年1月 9日  
至 平成20年5月12日)

当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。  
また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。

## (1口当たり情報)

(平成20年5月12日現在)

1口当たり純資産額 = 1.2741円

## (3)附属明細表(平成20年5月12日現在)

## 1)有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
アメリカドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	22,169	76.33	1,692,159.77
	APACHE CORP	15,916	135.67	2,159,323.72
	ARCH COAL INC	6,304	65.36	412,029.44
	BAKER HUGHES	15,181	80.65	1,224,347.65
	BJ SERVICES CO	11,853	29.85	353,812.05
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	11,218	51.76	580,643.68
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	22,010	56.67	1,247,306.70
	CHEVRON CORP	97,177	97.39	9,464,068.03
	CONOCOPHILLIPS	36,101	88.71	3,202,519.71
	CONSOL ENERGY INC	9,213	91.17	839,949.21
	DENBURY RESOURCES INC	9,737	32.87	320,055.19
	DEVON ENERGY CORPORATION	20,222	115.72	2,340,089.84
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	3,830	131.82	504,870.60
	EL PASO CORP	38,373	19.23	737,912.79
	ENSCO INTERNATIONAL	8,157	68.09	555,410.13
	EOG RESOURCES INC	11,443	138.50	1,584,855.50
	EXTERRAN HOLDINGS INC	3,885	74.14	288,033.90
	EXXON MOBIL	256,160	88.82	22,752,131.20
	FMC TECHNOLOGIES INC	7,192	77.85	559,897.20
	HALLIBURTON CO	42,016	48.12	2,021,809.92
	HESS CORP	13,876	115.74	1,606,008.24
	MARATHON OIL CORP	35,809	52.56	1,882,121.04
	MASSEY ENERGY CO	2,718	58.96	160,253.28
	MURPHY OIL CORP	3,581	84.59	302,916.79
	NABORS INDUSTRIES LTD	14,725	39.66	583,993.50
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	20,054	77.41	1,552,380.14
	NEWFIELD EXPLORATION CO	7,866	62.74	493,512.84
	NOBLE DRILLING CORP	12,172	62.62	762,210.64
	NOBLE ENERGY INC	8,516	96.50	821,794.00
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	38,730	87.85	3,402,430.50
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	5,004	31.88	159,527.52
	PEABODY ENERGY CORP	13,592	68.60	932,411.20
PIONEER NATURAL RESOURCES	7,540	67.83	511,438.20	
PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	7,152	67.81	484,977.12	
PRIDE INTERNATIONAL INC	8,258	44.46	367,150.68	
RANGE RESOURCES CORP	6,827	69.67	475,637.09	
ROWAN COMPANIES INC	3,312	41.96	138,971.52	
SCHLUMBERGER	55,490	105.01	5,827,004.90	

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	SMITH INTERNATIONAL INC	9,063	80.75	731,837.25
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	18,480	45.40	838,992.00
	SUNOCO INC	5,444	43.70	237,902.80
	TESORO CORP	6,746	21.96	148,142.16
	TRANSOCEAN INC	14,482	153.66	2,225,304.12
	ULTRA PETROLEUM CORP	6,281	86.87	545,630.47
	VALERO ENERGY CORP	25,757	44.56	1,147,731.92
	WEATHERFORD INTL LTD	15,426	86.00	1,326,636.00
	WILLIAMS COS	27,302	36.47	995,703.94
	XTO ENERGY INC	23,431	64.74	1,516,922.94
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	9,736	97.93	953,446.48
	ALCOA	38,872	39.04	1,517,562.88
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	5,607	75.16	421,422.12
	BALL CORP	4,078	53.79	219,355.62
	CELANESE CORP-SERIES A	5,171	46.35	239,675.85
	DOMTAR CORP	21,683	6.11	132,483.13
	DOW CHEMICAL CO	43,070	41.23	1,775,776.10
	DU PONT (E. I) DE NEMOURS	42,552	48.44	2,061,218.88
	ECOLAB INC	8,183	45.15	369,462.45
	FREEPORT-MCMOR-B	17,939	114.22	2,048,992.58
	HUNTSMAN CORP	4,850	22.65	109,852.50
	INT'L PAPER CO	19,252	25.82	497,086.64
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,015	109.06	219,755.90
	MEADWESTVACO CORP	12,276	25.51	313,160.76
	MONSANTO CO	25,157	119.71	3,011,544.47
	MOSAIC CO/THE	6,559	126.42	829,188.78
	NEWMONT MINING CORP	19,679	45.73	899,920.67
	NUCOR CORP	13,807	78.41	1,082,606.87
	OWENS-ILLINOIS INC	6,482	53.58	347,305.56
	PPG INDUSTRIES INC	8,909	62.08	553,070.72
	PRAXAIR INC	14,321	92.47	1,324,262.87
	ROHM&HAAS CO	5,197	54.00	280,638.00
	SEALED AIR CORP	7,400	24.00	177,600.00
	SIGMA-ALDRICH	5,156	57.78	297,913.68
	SMURFIT-STONE CONTAINER CORP	7,053	5.20	36,675.60
	UNITED STATES STEEL CORP	5,068	171.12	867,236.16
	VULCAN MATERIALS CO	5,854	66.30	388,120.20
	WEYERHAEUSER CO	10,989	62.68	688,790.52
	3 M COMPANY	31,891	76.32	2,433,921.12
	BOEING CO	34,760	84.06	2,921,925.60
	CATERPILLAR	29,483	81.76	2,410,530.08
	COOPER INDUSTRIES LTD	8,702	43.07	374,795.14
	CUMMINS INC	7,976	66.98	534,232.48
	DANAHER CORP	12,786	77.07	985,417.02
	DEERE&CO	20,556	86.31	1,774,188.36
	DOVER CORP	8,613	51.80	446,153.40
	EATON CORP	7,596	85.66	650,673.36
	EMERSON ELECTRIC CO	35,568	54.18	1,927,074.24
	FASTENAL CO	7,628	49.81	379,950.68
	FIRST SOLAR INC	1,917	284.50	545,386.50
	FLUOR CORP	4,630	163.97	759,181.10
	FOSTER WHEELER LTD	7,970	68.97	549,690.90
	GENERAL DYNAMICS CORP	14,310	90.92	1,301,065.20
	GENERAL ELECTRIC CO	473,077	32.27	15,266,194.79
	GOODRICH CORP	1,994	67.07	133,737.58

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	GRAINGER (WW) INC	5,017	85.87	430,809.79
	HONEYWELL INTL INC	31,792	59.59	1,894,485.28
	ILLINOIS TOOL WORKS	21,923	53.10	1,164,111.30
	INGERSOLL-RAND CO A	15,045	42.52	639,713.40
	ITT CORPORATION	7,407	64.99	481,380.93
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	5,554	86.76	481,865.04
	JOY GLOBAL INC	4,753	78.99	375,439.47
	KBR INC	12,049	32.05	386,170.45
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	6,535	107.61	703,231.35
	LOCKHEED MARTIN CORP	16,760	105.84	1,773,878.40
	MANITOWOC COMPANY INC	4,797	40.82	195,813.54
	MASCO CORP	14,472	18.20	263,390.40
	MCDERMOTT INTL INC	12,068	53.90	650,465.20
	NORTHROP GRUMMAN CORP	15,776	74.38	1,173,418.88
	OSHKOSH CORPORATION	4,828	39.43	190,368.04
	PACCAR INC	14,316	47.52	680,296.32
	PARKER HANNIFIN CORP	6,964	83.59	582,120.76
	PENTAIR INC	3,811	36.73	139,978.03
	PRECISION CASTPARTS CORP	4,025	124.50	501,112.50
	RAYTHEON COMPANY	20,604	64.05	1,319,686.20
	ROCKWELL AUTOMATION INC	6,496	54.11	351,498.56
	ROCKWELL COLLIN	9,217	63.03	580,947.51
	ROPER INDUSTRIES INC	6,906	62.27	430,036.62
	SPX CORP	2,708	122.98	333,029.84
	SUNPOWER CORP-CLASS A	890	82.30	73,247.00
	TEREX CORP	6,975	71.23	496,829.25
	TEXTRON	11,892	60.87	723,866.04
	TRANE INC	10,917	46.10	503,273.70
	TYCO INTERNATIONAL LTD	23,213	44.17	1,025,318.21
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	42,830	73.13	3,132,157.90
	AVERY DENNISON CORP	6,676	49.31	329,193.56
	CHOICEPOINT INC	4,139	48.35	200,120.65
	CINTAS CORP	7,308	29.86	218,216.88
	DONNELLEY (RR) & SONS	9,177	31.28	287,056.56
	EQUIFAX INC	11,358	37.78	429,105.24
	MANPOWER INC	3,337	66.99	223,545.63
	MONSTER WORLDWIDE INC	5,492	26.66	146,416.72
	PITNEY BOWES INC	6,800	37.54	255,272.00
	REPUBLIC SERVICES INC	7,038	31.99	225,145.62
	ROBERT HALF INTL INC	4,989	24.50	122,230.50
	WASTE MANAGEMENT INC	24,058	36.43	876,432.94
	BURLINGTON NTHN SANTA FE	16,822	103.47	1,740,572.34
	CSX CORP	20,101	63.24	1,271,187.24
	EXPEDITORS INTL WASH INC	11,400	46.93	535,002.00
	FEDEX CORP	13,235	90.37	1,196,046.95
	NORFOLK SOUTHERN CORP	16,990	61.90	1,051,681.00
	SOUTHWEST AIRLINES CO	5,575	12.99	72,419.25
	UNION PACIFIC CORP	11,802	146.28	1,726,396.56
	UNITED PARCEL SERVICE B	30,951	70.29	2,175,545.79
	FORD MOTOR COMPANY	45,356	8.10	367,383.60
	GENERAL MOTORS CORP	7,790	20.29	158,059.10
	GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	12,638	27.88	352,347.44
	HARLEY-DAVIDSON	13,114	38.05	498,987.70
	JOHNSON CONTROLS INC	25,034	33.98	850,655.32
	LEAR CORP	1,484	30.34	45,024.56

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	BLACK & DECKER CORP	5,232	66.82	349,602.24
	BRUNSWICK CORP	3,828	16.21	62,051.88
	CENTEX CORP	5,117	21.36	109,299.12
	COACH INC	20,403	34.19	697,578.57
	DR HORTON INC	12,142	14.83	180,065.86
	EASTMAN KODAK CO	16,393	17.14	280,976.02
	FORTUNE BRANDS INC	7,583	68.96	522,923.68
	GARMIN LTD	5,605	42.08	235,858.40
	HANESBRANDS INC	2,857	35.55	101,566.35
	HARMAN INTL INDS INC	3,635	38.38	139,511.30
	HASBRO INC	6,411	35.58	228,103.38
	LEGGETT & PLATT INC	17,067	16.25	277,338.75
	LENNAR CORP-CL A	5,114	18.41	94,148.74
	LIZ CLAIBORNE INC	9,452	18.10	171,081.20
	MATTEL INC	20,665	19.05	393,668.25
	MOHAWK INDUSTRIES INC	2,000	75.55	151,100.00
	NEWELL RUBBERMAID	11,854	19.97	236,724.38
	NIKE B	15,983	64.87	1,036,817.21
	PULTE HOMES INC	9,502	13.02	123,716.04
	THE STANLEY WORKS	2,707	48.64	131,668.48
	TOLL BROTHERS INC	4,161	22.88	95,203.68
	VF CORP	6,032	73.50	443,352.00
	WHIRLPOOL CORP	4,577	72.43	331,512.11
	APOLLO GROUP INC-CLA	6,894	48.01	330,980.94
	BLOCK H & R INC	19,798	23.57	466,638.86
	CAREER EDUCATION CORP	3,755	18.88	70,894.40
	DARDEN RESTAURANTS INC	7,691	35.77	275,107.07
	INT'L GAME TECHNOLOGY	16,833	35.26	593,531.58
	LAS VEGAS SANDS CORP	6,310	71.73	452,616.30
	MARRIOTT INTL A	14,400	35.87	516,528.00
	MCDONALD'S CORP	52,781	59.24	3,126,746.44
	MGM MIRAGE	3,491	51.25	178,913.75
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	5,783	30.76	177,885.08
	STARBUCKS CORP	40,815	15.86	647,325.90
	STARWOOD HOTELS & RESORTS	12,446	52.13	648,809.98
	TIM HORTONS INC	8,063	32.55	262,450.65
	WENDY'S INTERNATIONAL INC	3,561	26.45	94,188.45
	WYMDHAM WORLDWIDE CORP	9,937	22.88	227,358.56
	WYNN RESORTS LTD	3,477	103.02	358,200.54
	YUM BRANDS INC	24,480	39.74	972,835.20
	CBS CORP-CL B	28,216	24.40	688,470.40
	CLEAR CHANNEL COMMUNI.	22,308	30.00	669,240.00
	COMCAST CORP-CL A	97,622	21.68	2,116,444.96
	COMCAST CORP-SPECIAL A	41,300	21.26	878,038.00
	DIRECTV GROUP INC	37,577	27.02	1,015,330.54
	DISCOVERY HOLDINGS CO-A	9,335	26.53	247,657.55
	DISH NETWORK CORPORATION-A	9,617	30.39	292,260.63
	GANNETT CO	16,140	29.34	473,547.60
	IDEARC INC	4,418	4.94	21,824.92
	INTERPUBLIC GROUP OF COS	15,734	9.72	152,934.48
	LAMAR ADVERTISING CO-CL A	3,184	38.74	123,348.16
	LIBERTY GLOBAL INC-A	7,254	34.88	253,019.52
	LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	12,091	33.07	399,849.37
	LIBERTY MEDIA CORP-ENTERTAINMENT SER A	24,800	26.05	646,040.00
	LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	22,303	16.11	359,301.33

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	MCCLATCHY CO-CLASS A	4,543	9.17	41,659.31
	MCGRAW-HILL COS	15,921	40.85	650,372.85
	NEWS CORP -CLASS A	90,570	18.49	1,674,639.30
	NEWS CORP -CLASS B	17,626	19.35	341,063.10
	OMNICOM GROUP	15,685	48.20	756,017.00
	THE WALT DISNEY CO	86,398	34.30	2,963,451.40
	TIME WARNER CABLE-A	12,685	29.67	376,363.95
	TIME WARNER INC	159,872	15.91	2,543,563.52
	VIACOM INC-CLASS B	25,086	38.30	960,793.80
	VIRGIN MEDIA INC	10,836	13.95	151,162.20
	WASHINGTON POST -CL B	379	650.48	246,531.92
	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	3,546	73.50	260,631.00
	ADVANCE AUTO PARTS	9,283	33.63	312,187.29
	AMAZON.COM	14,528	72.41	1,051,972.48
	AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	8,779	17.93	157,407.47
	AUTOZONE INC	2,291	122.44	280,510.04
	BED BATH & BEYOND INC	10,849	32.19	349,229.31
	BEST BUY COMPANY INC	17,503	41.93	733,900.79
	CARMAX INC	14,025	20.55	288,213.75
	EXPEDIA INC	8,366	24.03	201,034.98
	FAMILY DOLLAR STORES	6,103	21.56	131,580.68
	GAMESTOP CORP-CLASS A	6,152	51.23	315,166.96
	GAP	22,877	17.94	410,413.38
	GENUINE PARTS CO	5,269	43.26	227,936.94
	HOME DEPOT	78,580	27.98	2,198,668.40
	IAC/INTERACTIVECORP	7,193	21.54	154,937.22
	J.C. PENNEY CO INC	12,308	42.91	528,136.28
	KOHL'S CORP	13,355	47.74	637,567.70
	LIMITED	13,735	17.95	246,543.25
	LOWES COMPANIES	68,682	24.20	1,662,104.40
	MACY'S INC	20,360	23.21	472,555.60
	OFFICE DEPOT INC	9,191	12.96	119,115.36
	PETSMART INC	5,374	23.29	125,160.46
	RADIOSHACK CORP	3,763	14.99	56,407.37
	ROSS STORES INC	5,222	34.96	182,561.12
	SEARS HOLDINGS CORPORATION	3,100	93.19	288,889.00
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	7,549	56.57	427,046.93
	STAPLES INC	32,389	21.50	696,363.50
	TARGET (DAYTON HUDSON)	37,965	52.24	1,983,291.60
	TIFFANY & CO	4,796	42.43	203,494.28
	TJX COMPANIES INC	23,705	31.04	735,803.20
	WILLIAMS-SONOMA INC	3,248	25.67	83,376.16
	COSTCO WHOLESALE CORP	21,131	71.44	1,509,598.64
	CVS CAREMARK CORPORATION	67,621	41.34	2,795,452.14
	KROGER CO	29,772	26.30	783,003.60
	SAFEWAY INC	23,877	30.65	731,830.05
	SUPERVALU INC	9,130	32.82	299,646.60
	SYSCO CORP	31,612	30.44	962,269.28
	WAL-MART STORES	109,643	57.18	6,269,386.74
	WALGREEN CO	46,050	34.99	1,611,289.50
	WHOLE FOODS MKT INC	6,046	32.78	198,187.88
	ALTRIA GROUP INC	100,950	20.94	2,113,893.00
	ANHEUSER-BUSCH	33,852	50.93	1,724,082.36
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	27,604	42.68	1,178,138.72
	BUNGE LIMITED	5,751	120.07	690,522.57

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	CAMPBELL SOUP CO (US)	15,508	35.40	548,983.20
	COCA-COLA CO	95,223	56.15	5,346,771.45
	CONAGRA	28,112	22.83	641,796.96
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	13,171	18.09	238,263.39
	DEAN FOODS CO	5,512	23.09	127,272.08
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP-W/I	11,544	25.24	291,370.56
	GENERAL MILLS INC	14,815	60.82	901,048.30
	HANSEN NATURAL CORPORATION	2,571	28.60	73,530.60
	HEINZ (H.J) CO	16,539	47.73	789,406.47
	HERSHEY FOODS CORPORATION	9,258	36.99	342,453.42
	KELLOGG CO	13,236	50.87	673,315.32
	KRAFT FOODS INC-A	72,397	31.34	2,268,921.98
	LOEWS CORP - CAROLINA GROUP	2,108	69.20	145,873.60
	MOLSON COORS BREWING CO -B	5,207	56.00	291,592.00
	PEPSICO INC	73,349	67.51	4,951,790.99
	PHILIP MORRIS INTERNAT	98,871	51.83	5,124,483.93
	REYNOLDS AMERICAN INC	3,392	53.90	182,828.80
	SARA LEE CORP	33,348	13.66	455,533.68
	TYSON FOODS INC	18,584	17.35	322,432.40
	UST INC	6,548	52.05	340,823.40
	WRIGLEY WM JR CO	9,541	76.55	730,363.55
	AVON PRODUCTS INC	21,979	39.37	865,313.23
	CLOROX COMPANY	7,819	55.70	435,518.30
	COLGATE-PALMOLIVE CO	11,482	71.21	817,633.22
	ENERGIZER HOLDINGS INC	2,821	74.54	210,277.34
	ESTEE LAUDER CO-CL A	5,101	48.08	245,256.08
	KIMBERLY-CLARK CORP	20,322	62.35	1,267,076.70
	PROCTER & GAMBLE CO	143,257	65.21	9,341,788.97
	AETNA INC	25,795	43.25	1,115,633.75
	AMERISOURCEBERGEN CORP	8,382	41.19	345,254.58
	BARD C R INC	4,430	91.22	404,104.60
	BAXTER INTERNATIONAL	30,216	61.25	1,850,730.00
	BECKMAN COULTER INC	2,819	67.30	189,718.70
	BECTON DICKINSON & CO	10,831	86.99	942,188.69
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	70,470	13.42	945,707.40
	CARDINAL HEALTH	18,665	54.15	1,010,709.75
	CIGNA CORP	13,044	41.28	538,456.32
	COVENTRY HEALTH CARE INCON	10,122	44.46	450,024.12
	COVIDIEN LTD	22,166	48.79	1,081,479.14
	DAVITA INC	6,455	51.87	334,820.85
	DENTSPLY INTERNATIONAL INC	6,288	40.76	256,298.88
	EXPRESS SCRIPTS INC	11,133	70.79	788,105.07
	HEALTH MANAGEMENT ASSOCIATES	8,166	7.25	59,203.50
	HEALTH NET INC	4,385	28.08	123,130.80
	HENRY SCHEIN INC	3,983	55.18	219,781.94
	HOLOGIC INC	14,356	22.18	318,416.08
	HOSPIRA INC	7,586	40.99	310,950.14
	HUMANA INC	5,336	45.46	242,574.56
	IMS HEALTH INC	8,168	24.11	196,930.48
	INTUITIVE SURGICAL INC	1,922	289.10	555,650.20
	LABORATORY CRP OF AMER	7,180	77.04	553,147.20
	LINCARE HOLDINGS INC	4,075	25.88	105,461.00
	MCKESSON CORP	13,000	57.37	745,810.00
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS	24,435	49.49	1,209,288.15
	MEDTRONIC	52,468	47.79	2,507,445.72

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	OMNICARE INC	12,058	23.75	286,377.50
	PATTERSON COMPANIES INC	4,686	35.79	167,711.94
	QUEST DIAGNOSTICS	8,233	49.94	411,156.02
	ST JUDE MEDICAL INC	18,262	40.93	747,463.66
	STRYKER CORP	12,778	64.48	823,925.44
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	19,405	56.26	1,091,725.30
	UNITED HEALTHCARE CORP	58,819	32.94	1,937,497.86
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	8,586	45.89	394,011.54
	WATERS CORP	5,383	63.41	341,336.03
	WELLPOINT INC	27,418	52.73	1,445,751.14
	ZIMMER HOLDINGS INC	11,182	69.30	774,912.60
	ABBOTT LABORATORIES	72,697	51.78	3,764,250.66
	ALLERGAN INC	7,369	52.87	389,599.03
	AMGEN	52,739	42.05	2,217,674.95
	AMYLIN PHARMACEUTICALS INC	5,079	28.48	144,649.92
	APPLERA CORP-APPLIED BIOS	12,052	33.91	408,683.32
	BARR PHARMACEUTICALS INC	6,933	39.99	277,250.67
	BIOGEN IDEC INC	14,739	62.07	914,849.73
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	91,360	21.71	1,983,425.60
	CELGENE CORP	21,253	62.49	1,328,099.97
	CEPHALON INC	4,382	65.31	286,188.42
	CHARLES RIVER LABORATORIES	5,333	61.72	329,152.76
	COVANCE INC	3,077	83.08	255,637.16
	FOREST LABORATORIES INC	9,944	33.90	337,101.60
	GENENTECH INC	22,560	68.53	1,546,036.80
	GENZYME CORP	11,917	69.54	828,708.18
	GILEAD SCIENCES INC	43,363	53.64	2,325,991.32
	INVITROGEN CORP	2,045	93.55	191,309.75
	JOHNSON & JOHNSON	128,652	66.55	8,561,790.60
	LILLY (ELI) & CO	46,381	48.25	2,237,883.25
	MERCK & CO	102,749	38.99	4,006,183.51
	MILLENNIUM PHARMACEUTICALS	17,145	24.96	427,939.20
	PFIZER	315,494	19.79	6,243,626.26
	PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVEL	4,760	42.17	200,729.20
	SCHERING-PLOUGH CORP	37,569	18.65	700,661.85
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	4,675	26.90	125,757.50
	WYETH	63,202	43.93	2,776,463.86
	BB&T CORP	28,872	34.06	983,380.32
	COMERICA INC	6,937	38.86	269,571.82
	COUNTRYWIDE FINANCIAL CORP	24,179	4.76	115,092.04
	FANNIE MAE	48,040	27.81	1,335,992.40
	FIFTH THIRD BANCORP	21,028	20.77	436,751.56
	FIRST HORIZON NATL CORP	9,997	10.27	102,669.19
	FREDDIE MAC	31,991	25.15	804,573.65
	HUDSON CITY BANCORP INC	22,182	18.59	412,363.38
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	26,075	9.17	239,107.75
	KEY CORP	20,652	23.99	495,441.48
	M & T BANK CORP	2,822	91.04	256,914.88
	MARSHALL & ILSLEY CORP	16,702	24.87	415,378.74
	NATIONAL CITY CORP	33,049	6.00	198,294.00
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	12,579	18.85	237,114.15
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	19,016	17.05	324,222.80
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	17,214	67.01	1,153,510.14
	REGIONS FINL CORP	30,821	21.17	652,480.57
	SOVEREIGN BANCORP INC	30,281	7.86	238,008.66

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	SUNTRUST BANKS	17,086	55.31	945,026.66
	TORONTO-DOMINION BANK	4,313	66.70	287,677.10
	US BANCORP	78,619	33.55	2,637,667.45
	WACHOVIA CORP (NEW)	94,236	27.63	2,603,740.68
	WASHINGTON MUTUAL	45,606	10.34	471,566.04
	WELLS FARGO & CO	145,892	29.33	4,279,012.36
	ZIONS BANCORPORATION	8,137	44.87	365,107.19
	ALLIED CAPITAL CORP	6,408	21.04	134,824.32
	AMERICAN CAPITAL STRATEGIES	12,620	31.49	397,403.80
	AMERICAN EXPRESS	46,472	48.96	2,275,269.12
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	12,415	48.58	603,120.70
	BANK NEW YORK CO	54,655	43.08	2,354,537.40
	BANK OF AMERICA CORP	206,020	36.65	7,550,633.00
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	19,979	52.91	1,057,088.89
	CITIGROUP	244,170	23.63	5,769,737.10
	CME GROUP INC	2,516	461.65	1,161,511.40
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	25,849	17.52	452,874.48
	FRANKLIN RESOURCES INC	8,084	99.93	807,834.12
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	16,338	188.09	3,073,014.42
	INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	3,083	156.56	482,674.48
	INVESCO PLC	22,815	27.50	627,412.50
	JANUS CAPITAL GROUP INC	7,503	28.55	214,210.65
	JPMORGAN CHASE & CO	157,934	46.57	7,354,986.38
	LEGG MASON INC	6,964	55.09	383,646.76
	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS	22,266	43.54	969,461.64
	LEUCADIA NATIONAL CORP	9,381	52.77	495,035.37
	MERRILL LYNCH & CO	38,546	48.45	1,867,553.70
	MOODY'S CORP	11,832	39.44	466,654.08
	MORGAN STANLEY	44,109	45.96	2,027,249.64
	NASDAQ OMX GROUP	6,109	38.31	234,035.79
	NORTHERN TRUST CORP	11,040	72.95	805,368.00
	NYMEX HOLDINGS INC	5,167	93.10	481,047.70
	NYSE EURONEXT	7,487	71.19	532,999.53
	PRICE T ROWE GROUP INC	12,276	60.47	742,329.72
	SCHWAB (CHARLES) CORP	46,629	21.47	1,001,124.63
	SEI INVESTMENTS COMPANY	11,966	23.45	280,602.70
	SLM CORP	24,967	21.70	541,783.90
	STATE STREET CORP	18,470	72.22	1,333,903.40
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	5,411	17.89	96,802.79
	ACE LTD	16,458	59.74	983,200.92
	AFLAC	22,420	65.71	1,473,218.20
	ALLSTATE CORP	23,196	49.38	1,145,418.48
	AMERICAN INT'L GROUP	101,134	40.28	4,073,677.52
	AON CORP	14,300	46.30	662,090.00
	CHUBB CORPORATION	16,473	52.74	868,786.02
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,935	35.03	277,963.05
	EVEREST RE GROUP LTD	2,488	90.29	224,641.52
	FIDELITY NATIONAL FINL-A	14,524	16.84	244,584.16
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	22,757	22.54	512,942.78
	HARTFORD FINANCIAL SUCS	14,382	68.35	983,009.70
	LINCOLN NATIONAL CORP	12,095	52.88	639,583.60
	LOEWS CORP	7,578	46.29	350,785.62
	MARSH & MCLENNAN COS	25,142	27.20	683,862.40
	METLIFE INC	33,029	60.08	1,984,382.32
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	13,385	53.57	717,034.45

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	PROGRESSIVE CORP	34,141	17.85	609,416.85
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	21,170	72.48	1,534,401.60
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	2,644	51.25	135,505.00
	SAFECO CORP	5,824	66.61	387,936.64
	TORCHMARK CORP	6,355	63.01	400,428.55
	TRAVELERS COS INC/THE	30,207	50.18	1,515,787.26
	UNUM GROUP	15,071	23.65	356,429.15
	WILLIS GROUP HOLDINGS LTD	8,355	36.37	303,871.35
	WR BERKLEY CORP	12,367	26.84	331,930.28
	XL CAPITAL LTD	12,312	34.26	421,809.12
	CB RICHARD ELLIS GROUP INC-A	8,068	22.15	178,706.20
	ACCENTURE LTD-CL A	29,658	37.75	1,119,589.50
	ACTIVITION INC	12,008	31.64	379,933.12
	ADOBE SYSTEMS INC	29,115	39.89	1,161,397.35
	AFFILIATED COMPUTER SVCS-A	5,350	53.09	284,031.50
	AKAMAI TECHNOLOGIES, INC	5,426	37.25	202,118.50
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	4,905	59.11	289,934.55
	AUTODESK INC	9,276	39.10	362,691.60
	AUTOMATIC DATA PROCESS	25,042	43.10	1,079,310.20
	BMC SOFTWARE	12,163	35.30	429,353.90
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC CA INC	4,276	19.60	83,809.60
	CADENCE DESIGN SYSTEMS	16,825	22.68	381,591.00
	CADENCE DESIGN SYSTEMS	8,891	10.97	97,534.27
	CITRIX SYSTEMS INC	10,444	33.92	354,260.48
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	16,884	29.73	501,961.32
	COMPUTER SCIENCES CORP	7,429	43.54	323,458.66
	DST SYSTEMS INC	2,801	59.90	167,779.90
	EBAY	51,010	30.00	1,530,300.00
	ELECTRONIC ARTS INC	13,998	52.61	736,434.78
	ELECTRONIC DATA SYSTEMS	20,291	18.86	382,688.26
	FIDERTY NATIONAL INFORMATIO	12,615	37.00	466,755.00
	FISERV INC	7,651	51.15	391,348.65
	GOOGLE INC-CL A	11,129	573.20	6,379,142.80
	INTUIT INC	12,532	26.89	336,985.48
	IRON MOUNTAIN INC	12,816	29.92	383,454.72
	MASTERCARD INC-CLASS A	3,669	286.85	1,052,452.65
	MCAFFEE INC	6,364	36.49	232,222.36
	MICROSOFT CORP	393,148	29.39	11,554,619.72
	NAVTEQ CORP	5,498	75.06	412,679.88
	ORACLE CORP	189,826	21.00	3,986,346.00
	PAYCHEX INC	18,472	35.95	664,068.40
	SALESFORCE.COM INC	4,082	66.70	272,269.40
	SYMANTEC CORP	25,949	19.99	518,720.51
	SYNOPSYS INC	6,254	23.56	147,344.24
	TOTAL SYSTEM SERVICES INC	7,173	24.36	174,734.28
	VERISIGN INC	9,354	37.90	354,516.60
	WESTERN UNION CO	35,924	22.97	825,174.28
	YAHOO	59,113	25.93	1,532,800.09
	ADC TELECOMMUNICATIONS INC	2,606	14.93	38,907.58
	AGILENT TECHNOLOGIES	21,113	31.90	673,504.70
	AMPHENOL CORPORATION	6,440	46.30	298,172.00
	APPLE INC	41,328	183.45	7,581,621.60
	AVNET INC	10,554	27.24	287,490.96
	CISCO SYSTEMS	285,289	25.49	7,272,016.61
	CORNING	73,538	26.08	1,917,871.04

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	DELL INC	100,573	19.03	1,913,904.19
	EMC CORP	98,006	15.96	1,564,175.76
	FLEXTRONICS INTL LTD	38,648	10.51	406,190.48
	HARRIS CORP	2,115	56.93	120,406.95
	HEWLETT-PACKARD CO	120,000	49.13	5,895,600.00
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	63,375	124.06	7,862,302.50
	JABIL CIRCUIT INC	5,244	10.91	57,212.04
	JDS UNIPHASE CORP	6,897	11.30	77,936.10
	JUNIPER NETWORKS INC	26,532	27.32	724,854.24
	LEXMARK INTERNATIONAL INC	8,212	34.00	279,208.00
	MOTOROLA	101,563	9.76	991,254.88
	NETAPP INC	13,210	26.30	347,423.00
	QLOGIC CORP	5,394	15.39	83,013.66
	QUALCOMM	76,817	43.72	3,358,439.24
	SANDISK CORP	10,986	29.18	320,571.48
	SANMINA-SCI CORPORATION	22,569	1.55	34,981.95
	SEAGATE TECHNOLOGY	26,147	20.23	528,953.81
	SUN MICROSYSTEMS INC	49,506	13.04	645,558.24
	TELLABS INC	12,133	5.41	65,639.53
	TERADATA CORP	5,888	23.47	138,191.36
	TYCO ELECTRONICS LTD	24,082	38.15	918,728.30
	WESTERN DIGITAL CORP	8,998	30.39	273,449.22
	XEROX CORP	45,827	14.23	652,118.21
	AMERICAN TOWER-A	18,307	43.72	800,382.04
	AT&T INC	282,194	38.59	10,889,866.46
	CROWN CASTLE INTL CORP	13,066	40.51	529,303.66
	EMBARQ CORP	5,639	43.59	245,804.01
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	6,024	19.62	118,190.88
	NII HOLDINGS INC	6,891	47.30	325,944.30
	QWEST COMMUNI. INT'L	75,384	4.78	360,335.52
	SPRINT NEXTEL CORPORATION	130,543	9.38	1,224,493.34
	TELEPHONE AND DATA SYSTEMS, INC-SPECIAL	6,205	38.10	236,410.50
	VERIZON COMMUNICATIONS	134,779	37.91	5,109,471.89
	WINDSTREAM CORP	7,719	12.81	98,880.39
	AES CORP	32,895	19.11	628,623.45
	ALLEGHENY ENERGY INC	2,725	51.00	138,975.00
	AMEREN CORPORATION	10,565	45.91	485,039.15
	AMERICAN ELECTRIC POWER	21,324	43.87	935,483.88
	CENTERPOINT ENERGY INC	10,521	15.23	160,234.83
	CONSOLIDATED EDISON INC	15,787	41.95	662,264.65
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	8,944	81.58	729,651.52
	DOMINION RESOURCES	26,642	44.99	1,198,623.58
	DTE ENERGY COMPANY	9,851	42.49	418,568.99
	DUKE ENERGY CORP	59,224	18.46	1,093,275.04
	DYNEGY INC-CL A	17,542	8.99	157,702.58
	EDISON INTL	16,193	51.70	837,178.10
	ENTERGY CORP	9,328	114.32	1,066,376.96
	EQUITABLE RESOURCES INC	7,431	72.81	541,051.11
	EXELON CORP	30,811	82.94	2,555,464.34
	FIRSTENERGY CORP	15,848	75.99	1,204,289.52
	FPL GROUP	19,686	65.24	1,284,314.64
	MIRANT CORP	15,211	38.99	593,076.89
	NISOURCE INC	23,344	17.81	415,756.64
	NRG ENERGY INC	3,775	42.46	160,286.50
	PEPCO HOLDINGS INC	8,743	25.56	223,471.08

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	PG&E CORP	18,766	40.20	754,393.20
	PPL CORPORATION	18,999	48.00	911,952.00
	PROGRESS ENERGY INC	10,605	41.65	441,698.25
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	25,710	42.23	1,085,733.30
	QUESTAR CORP	8,150	65.00	529,750.00
	RELIANT ENERGY INC	14,781	24.36	360,065.16
	SEMPRA ENERGY	12,118	57.16	692,664.88
	SOUTHERN CO	36,074	36.29	1,309,125.46
	SPECTRA ENERGY CORP	27,113	27.14	735,846.82
	WISCONSIN ENERGY CORP	10,509	48.01	504,537.09
	XCEL ENERGY INC	25,849	21.15	546,706.35
	ADVANCED MICRO DEVICES	17,360	6.94	120,478.40
	ALTERA CORPORATION	15,751	22.50	354,397.50
	ANALOG DEVICES	14,464	34.14	493,800.96
	APPLIED MATERIALS	60,222	19.29	1,161,682.38
	BROADCOM CORP-CL A	20,310	26.14	530,903.40
	INTEL CORP	272,816	23.37	6,375,709.92
	INTERSIL CORP -CL A	5,722	26.94	154,150.68
	KLA-TENCOR CORP	8,767	43.90	384,871.30
	LAM RESEARCH CORP	4,580	40.09	183,612.20
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	9,812	36.30	356,175.60
	LSI CORP	29,582	6.69	197,903.58
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP	20,309	13.39	271,937.51
	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	10,541	64.38	678,629.58
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	8,991	36.64	329,430.24
	MICRON TECHNOLOGY	41,085	8.37	343,881.45
	NATIONAL SEMICONDUCTOR CO	10,576	20.57	217,548.32
	NOVELLUS SYSTEMS INC	5,168	22.03	113,851.04
	NVIDIA CORP	23,077	22.53	519,924.81
	TEXAS INSTRUMENTS	63,498	29.81	1,892,875.38
	XILINX INC	13,923	25.75	358,517.25
小計				585,006,422.89 (60,203,010,979)
カナダドル	CAMECO CORP	17,202	40.38	694,616.76
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	24,755	94.15	2,330,683.25
	ENBRIDGE	20,481	43.88	898,706.28
	ENCANA CORP	34,504	86.52	2,985,286.08
	FIRST CALGARY PETROLEUMS LTD	12,683	2.22	28,156.26
	HUSKY ENERGY INC	13,223	50.51	667,893.73
	IMPERIAL OIL	15,417	58.45	901,123.65
	NEXEN INC	20,416	38.31	782,136.96
	NIKO RESOURCES LTD	2,317	89.01	206,236.17
	OPTI CANADA INC	11,739	22.11	259,549.29
	PETRO-CANADA	24,660	56.35	1,389,591.00
	SUNCOR ENERGY	21,345	125.78	2,684,774.10
	TALTSMAN ENERGY INC	48,074	22.56	1,084,549.44
	TRANSCANADA CORP	24,863	38.34	953,247.42
	URANIUM ONE INC	11,274	4.54	51,183.96
	UTS ENERGY CORP	12,433	5.59	69,500.47
	AGNICO-EAGLE MINES	7,347	66.74	490,338.78
	AGRIUM INC	6,362	87.07	553,939.34
	BARRICK GOLD CORP	40,648	39.51	1,606,002.48
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	2,938	93.00	273,234.00
	GERDAU AMERISTEEL CORP	6,476	16.43	106,400.68
	GOLDCORP INC	34,823	39.71	1,382,821.33

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	INMET MINING CORPORATION	2,135	79.60	169,946.00
	IVANHOE MINES LTD	13,725	9.08	124,623.00
	KINROSS GOLD CORP	25,003	20.09	502,310.27
	LUNDIN MINING CORP	13,385	7.68	102,796.80
	METHANEX CORP	3,783	27.42	103,729.86
	NOVA CHEMICALS CORP	3,707	27.94	103,573.58
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	14,969	198.50	2,971,346.50
	SINO-FOREST CORPORATION	5,455	17.00	92,735.00
	TECK COMINCO LTD-CL B	20,129	48.10	968,204.90
	YAMANA GOLD INC	34,493	14.88	513,255.84
	BOMBARDIER B	76,905	6.53	502,189.65
	CAE INC	10,612	12.87	136,576.44
	SNC-LAVALIN GROUP INC	10,905	54.93	599,011.65
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	24,670	55.00	1,356,850.00
	CP RAILWAY LIMITED	9,120	73.39	669,316.80
	MAGNA INTERNATIONAL A	4,753	78.59	373,538.27
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	6,688	29.03	194,152.64
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	22,343	21.82	487,524.26
	THOMSON REUTERS CORP	14,235	37.30	530,965.50
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	5,346	62.90	336,263.40
	LOBLAW COMPANIES LTD	5,481	32.65	178,954.65
	SHOPPERS DRUG MART CORP	12,383	53.95	668,062.85
	SAPUTO INC	12,443	26.10	324,762.30
	POWER CORP OF CANADA	19,457	33.45	650,836.65
	POWER FINANCIAL CORP	16,259	35.61	578,982.99
	BIOVAIL CORPORATION	4,923	12.62	62,128.26
	BANK MONTREAL	26,286	49.00	1,288,014.00
	BANK NOVA SCOTIA	46,030	48.04	2,211,281.20
	CANADIAN IMPERIAL BANK	18,609	73.05	1,359,387.45
	NATIONAL BANK OF CANADA	7,543	52.01	392,311.43
	ROYAL BANK OF CANADA	59,825	48.58	2,906,298.50
	TORONTO-DOMINION BANK	14,104	67.17	947,365.68
	BROOKFIELD ASSEST MANAGEMENT INC, CLASS-A	25,603	35.25	902,505.75
	IGM FINANCIAL INC	8,085	44.28	358,003.80
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	854	282.26	241,050.04
	GREAT-WEST LIFECO INC	15,406	30.76	473,888.56
	MANULIFE FINANCIAL CORP	70,121	37.37	2,620,421.77
	SUN LIFE FINANCIAL INC	26,744	46.97	1,256,165.68
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	13,706	20.37	279,191.22
	CELESTICA INC	6,390	8.89	56,807.10
	NORTEL NETWKS CORP	15,031	8.10	121,751.10
	ONEX CORP	10,583	32.20	340,772.60
	RESEARCH IN MOTION	23,721	133.35	3,163,195.35
	BCE INC	11,821	37.30	440,923.30
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	23,838	45.70	1,089,396.60
	TELUS CORPORATION -NON VOTE	12,583	44.45	559,314.35
	TRANSALTA CORP	13,808	35.20	486,041.60
小計				55,196,696.57 (5,641,654,356)
ユ-口	CIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE	1,673	172.31	288,274.63
	ENI	117,237	25.53	2,993,060.61
	FUGRO NV-CVA	2,322	59.06	137,137.32
	NESTE OIL OYJ	5,163	18.61	96,083.43
	OMV AG	9,741	51.20	498,739.20

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	REPSOL YPF	36,706	26.35	967,203.10
	SAIPEM	7,851	29.20	229,249.20
	SBM OFFSHORE NV	10,067	24.96	251,272.32
	SOLARWORLD AG	3,722	33.49	124,649.78
	TECHNIP S.A.	4,451	58.59	260,784.09
	TOTAL SA	98,798	53.37	5,272,849.26
	ACERINOX SA	12,887	17.57	226,424.59
	AIR LIQUIDE	11,326	95.22	1,078,461.72
	AKZO NOBEL	13,296	51.30	682,084.80
	ARCELORMITTAL	43,681	60.81	2,656,241.61
	BASF SE	23,014	89.09	2,050,317.26
	BAYER	34,073	55.92	1,905,362.16
	CRH	28,439	23.85	678,270.15
	KONINKLIJKE DSM NV	6,982	35.37	246,953.34
	LAFARGE (FRANCE)	7,298	119.20	869,921.60
	LINDE AG	5,745	92.15	529,401.75
	RAUTARUUKKI OYJ	4,353	31.25	136,031.25
	SALZGITTER AG	1,792	134.93	241,794.56
	SOLVAY SA	2,989	92.03	275,077.67
	STORA ENSO OYJ R	39,252	8.25	323,829.00
	THYSSEN KRUPP	17,537	44.20	775,135.40
	UMICORE	8,305	33.30	276,556.50
	UPM KYMMENE CORP	26,727	12.93	345,580.11
	VOESTALPINE AG	5,852	48.79	285,519.08
	ACCIONA SA	1,689	178.60	301,655.40
	ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	12,815	38.20	489,533.00
	ALSTOM RGPT	4,443	152.15	676,002.45
	DCC PLC	10,575	15.12	159,894.00
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	19,852	15.60	309,691.20
	FINMECCANICA SPA	15,574	21.49	334,685.26
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	8,054	31.61	254,586.94
	GEA GROUP AG	7,328	24.74	181,294.72
	GRUPO FERROVIAL SA	3,079	53.75	165,496.25
	HOCHTIEF AG	1,512	68.34	103,330.08
	K+S AG	1,655	284.29	470,499.95
	KINGSPAN GROUP PLC	10,486	7.63	80,008.18
	KONE OYJ-B	6,712	26.19	175,787.28
	MAN STAMM	5,371	94.39	506,968.69
	METSO OYJ	7,437	30.54	227,125.98
	PIRELLI & CO	336,391	0.55	186,764.28
	PRYSMIAN SPA	11,240	15.70	176,546.68
	Q-CELLS AG	1,668	71.00	118,428.00
	SACYR VALLEHERMOSO SA	4,392	22.50	98,820.00
	SAFRAN SA	6,192	14.49	89,722.08
	SAINT-GOBAIN	11,825	52.48	620,576.00
	SCHNEIDER ELECTRIC	10,436	76.86	802,110.96
	SIEMENS	41,026	74.89	3,072,437.14
	THALES SA	5,087	41.09	209,024.83
	VALLOUREC	2,596	178.48	463,334.08
	VINCI S.A.	20,360	47.42	965,471.20
	WARTSILA OYJ	5,704	46.00	262,384.00
	WIENERBERGER AG	5,456	37.42	204,163.52
	YIT OYJ	10,460	18.61	194,660.60
	ZARDOYA OTIS SA	8,215	19.11	156,988.65
	ZODIAC SA	2,201	35.25	77,585.25

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	CORPORATE EXPRESS	4,147	7.52	31,185.44
	VEDIOR NV-CVA	6,050	17.70	107,085.00
	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS	14,898	21.31	317,476.38
	ADP	935	76.74	71,751.90
	AIR FRANCE-KLM	5,870	19.67	115,462.90
	ATLANTIA SPA	12,252	21.37	261,825.24
	BRISA AUTO-ESTRADAS-PRIV SHR	34,285	9.37	321,250.45
	CINTRA CONCESIONES DE INFRAE	17,008	10.33	175,692.64
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	13,444	16.64	223,708.16
	DEUTSCHE POST AG-REG	39,954	20.24	808,668.96
	TNT NV	19,039	25.63	487,969.57
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	9,702	36.12	350,436.24
	CONTINENTAL AG	8,200	77.14	632,548.00
	DAIMLER AG	44,282	51.71	2,289,822.22
	FIAT ORD	39,117	14.85	581,043.91
	MICHELIN	7,029	59.16	415,835.64
	NOKIAN RENKAAT OYJ	6,383	32.20	205,532.60
	PEUGEOT SA	6,996	44.85	313,770.60
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	4,540	127.74	579,939.60
	RENAULT SA	9,350	70.19	656,276.50
	VALEO SA	3,599	26.39	94,977.61
	VOLKSWAGEN STAMM	10,123	187.39	1,896,948.97
	ADIDAS AG	11,457	44.50	509,836.50
	HERMES INTERNATIONAL	3,436	99.82	342,981.52
	LVMH	10,488	73.50	770,868.00
	PHILIPS ELECTRS (KON.)	53,399	24.36	1,300,799.64
	PUMA AG	387	226.76	87,756.12
	THOMSON	24,886	4.22	105,018.92
	TOMTOM	1,539	24.77	38,121.03
	ACCOR	9,607	54.30	521,660.10
	OPAP SA	15,018	25.40	381,457.20
	SODEXHO	5,746	42.77	245,756.42
	TUI AG	12,833	17.40	223,294.20
	ANTENA 3 TELEVISION	8,173	8.12	66,364.76
	LAGADERE S.C.A	6,212	45.75	284,199.00
	MEDIASET	51,468	6.08	312,925.44
	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	2,854	9.80	27,969.20
	PUBLICIS GROUPE	8,802	25.51	224,539.02
	REED ELSEVIER NV	36,091	12.50	451,137.50
	SEAT PAGINE GIALLE	815,285	0.12	102,155.21
	SES	12,065	16.13	194,608.45
	TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	6,664	13.66	91,030.24
	VIVENDI UNIVERSAL	56,190	24.96	1,402,502.40
	WOLTERS KLUWER	12,736	17.94	228,483.84
	ZON MULTIMEDIA SERVICOS DE TEL	18,912	8.93	168,884.16
	DOUGLAS HOLDING AG	3,586	35.02	125,581.72
	INDITEX	12,810	34.81	445,916.10
	PPR	3,611	84.35	304,587.85
	AHOLD (KON.)	65,127	9.76	635,639.52
	CARREFOUR	27,387	44.93	1,230,497.91
	CASINO GUICHARD PERRACHON	3,113	80.75	251,374.75
	DELHAIZE GROUP	4,548	51.19	232,812.12
	KESKO OYJ-B SHS	5,286	25.99	137,383.14
	METRO STAMM	7,976	49.73	396,646.48
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	10,048	27.80	279,334.40

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	DANONE (GROUPE)	20,335	55.06	1,119,645.10
	HEINEKEN NV	13,682	36.94	505,413.08
	INBEV	9,589	50.63	485,491.07
	PARMALAT SPA	81,884	2.17	177,852.04
	PERNOD-RICARD	8,814	72.23	636,635.22
	UNILEVER NV-CVA	80,122	22.06	1,767,491.32
	BEIERSDORF AG	4,177	52.01	217,245.77
	HENKEL AG & CO KGAA	3,599	27.38	98,540.62
	HENKEL AG & CO KGAA-PFD	9,404	29.10	273,656.40
	LOREAL	11,459	78.50	899,531.50
	ESSILOR INTERNATIONAL	10,790	38.88	419,515.20
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO KGAA	9,108	34.74	316,411.92
	ALTANA AG	2,374	12.77	30,315.98
	MERCK KGAA	2,930	87.82	257,312.60
	QIAGEN N.V.	8,646	14.07	121,649.22
	SANOFI-AVENTIS SA	48,429	47.50	2,300,377.50
	UCB (GROUPE)	6,442	24.59	158,408.78
	ALLIED IRISH BANKS	42,149	13.75	579,548.75
	ALPHA BANK	20,921	21.96	459,425.16
	ANGLO IRISH BANK CORP PLC	27,618	9.60	265,132.80
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	76,495	2.26	173,567.15
	BANCA MONTE DEI PASCHI-RTS	76,495	0.46	35,554.87
	BANCA POPOLARE DI MILANO	23,667	7.69	182,093.89
	BANCO BILBAO VIZCAYA	175,110	15.01	2,628,401.10
	BANCO BPI SA	36,681	3.68	134,986.08
	BANCO DE SABADELL SA	36,550	6.58	240,499.00
	BANCO POPOLARE SPA	28,473	13.03	371,003.19
	BANCO POPULAR ESPANOL	50,316	11.21	564,042.36
	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO SA	288,690	14.01	4,044,546.90
	BANK OF IRELAND	54,631	9.10	497,142.10
	BCP BANCO COMERCIAL NOM	100,158	1.79	179,282.82
	BNP PARIBAS	36,762	67.44	2,479,229.28
	COMMERZBANK AG	30,462	22.94	698,798.28
	CREDIT AGRICOLE SA	31,568	21.12	666,716.16
	DEUTSCHE POSTBANK AG	3,844	57.67	221,683.48
	DEXIA	24,663	17.42	429,629.46
	EFG EUROBANK ERGASIAS	15,587	18.50	288,359.50
	ERSTE BANK DER OESTER SPARK	11,627	46.40	539,492.80
	HYPO REAL ESTATE GROUP	9,495	22.48	213,447.60
	INTESA SANPAOLO	357,953	4.58	1,642,288.36
	INTESA SANPAOLO-RNC	37,638	4.41	166,021.21
	KBC GROEP NV	7,786	84.11	654,880.46
	NATIONAL BANK OF GREECE	19,562	35.52	694,842.24
	PIRAEUS BANK S.A.	13,586	21.92	297,805.12
	RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	2,570	98.26	252,528.20
	SOCIETE GENERALE	17,297	72.60	1,255,762.20
	SOCIETE GENERALE NV-NEW	3,922	71.90	281,991.80
	UNICREDIT SPA	434,429	4.67	2,032,693.29
	UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	32,377	17.02	551,153.67
	CRITERIA CAIXACORP SA	29,917	4.57	136,720.69
	DEUTSCHE BANK NAMEN	24,825	76.24	1,892,658.00
	DEUTSCHE BOERSE	10,210	98.03	1,000,886.30
	FORTIS GROUP	97,334	17.06	1,660,518.04
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	5,683	81.91	465,494.53
	IFI-ISTITUTO FINANZIARIO IND	9,023	16.70	150,693.12

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	ING GROEP	86,897	24.37	2,118,114.37
	MEDIOBANCA	29,585	13.05	386,320.93
	MEDIOLANUM SPA	15,532	3.88	60,326.28
	MLP AG	1,680	10.73	18,026.40
	AEGON	70,025	10.18	712,854.50
	ALLEANZA ASSICURAZIONI	26,622	8.50	226,340.24
	ALLIANZ SE-REG	20,697	129.05	2,670,947.85
	ASSICURAZIONI GENERALI	46,583	28.16	1,311,777.28
	AXA	75,782	23.57	1,786,181.74
	CNP ASSURANCES	3,346	76.32	255,366.72
	IRISH LIFE & PERMANENT PLC	18,786	11.21	210,591.06
	MUENCHENER RUECKVERSICH.	9,968	122.00	1,216,096.00
	SAMPO OYJ-A SHS	24,035	18.08	434,552.80
	SCOR SE	10,315	15.67	161,636.05
	ATOS ORIGIN	5,184	38.30	198,547.20
	CAP GEMINI SA	5,787	38.95	225,403.65
	SAP AG	40,408	31.50	1,272,852.00
	TIETOENATOR OYJ	4,386	16.58	72,719.88
	ALCATEL-LUCENT	122,138	4.56	557,559.97
	NEOPOST SA	1,629	71.60	116,636.40
	NOKIA CORP	178,542	18.69	3,336,949.98
	BELGACOM	10,340	30.62	316,662.50
	BOUYGUES ORD	12,067	47.50	573,182.50
	DEUTSCHE TELEKOM	136,411	11.81	1,611,013.91
	ELISA A	6,729	14.70	98,916.30
	FRANCE TELECOM	86,770	20.43	1,773,144.95
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	15,126	20.20	305,545.20
	KPN (KON.)	89,508	11.57	1,035,607.56
	PORTUGAL TELECOM	44,165	7.98	352,436.70
	TELECOM ITALIA ORD	504,453	1.32	667,895.77
	TELECOM ITALIA RNC	349,324	1.02	357,707.77
	TELEFONICA	197,704	19.10	3,776,146.40
	TELEKOM AUSTRIA AG	22,811	15.39	351,061.29
	E.ON	28,994	126.96	3,681,078.24
	ELECTRICITE DE FRANCE	4,445	66.90	297,370.50
	ENAGAS	7,433	19.29	143,382.57
	ENEL	208,813	6.83	1,427,863.29
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	79,121	4.13	326,769.73
	FORTUM OYJ	21,657	28.07	607,911.99
	GAS NATURAL SDG SA	7,977	37.04	295,468.08
	GAZ DE FRANCE	10,184	42.51	432,921.84
	IBERDROLA SA	170,721	9.36	1,597,948.56
	OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-A	5,243	50.62	265,400.66
	RED ELECTRICA DE ESPANA	7,094	42.28	299,934.32
	RWE STAMM	22,687	77.48	1,757,788.76
	SNAM RETE GAS	55,319	4.23	234,497.24
	SUEZ SA	48,505	44.33	2,150,226.65
	UNION ELECTRICA FENOSA	5,610	42.10	236,181.00
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	17,184	44.27	760,735.68
	ASML HOLDING NV	22,653	18.97	429,727.41
	INFINEON TECHNOLOGIES	29,588	6.42	189,954.96
	STMICROELECTRONICS	39,816	8.08	321,713.28
小計				142,740,183.72 (22,731,374,257)

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
イギリスポンド	BG GROUP	154,413	13.41	2,070,678.33
	BP PLC	876,863	6.13	5,375,170.19
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	165,004	20.47	3,377,631.88
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	130,303	20.21	2,633,423.63
	TULLOW OIL PLC	39,857	9.07	361,502.99
	ANGLO AMERICAN PLC	62,733	33.82	2,121,630.06
	BHP BILLITTON PLC	106,327	19.75	2,099,958.25
	EURASIAN NATURAL RESOURCES	14,320	13.07	187,162.40
	JOHNSON MATTHEY PLC	8,720	19.16	167,075.20
	KAZAKHMYS PLC	3,601	17.86	64,313.86
	LONMIN PLC	3,052	33.84	103,279.68
	MONDI PLC	12,980	4.09	53,185.55
	REXAM	43,173	4.62	199,459.26
	RIO TINTO PLC REG	47,142	64.02	3,018,030.84
	VEDANTA RESOURCES PLC	2,214	24.00	53,136.00
	XSTRATA PLC	30,326	41.86	1,269,446.36
	AMEC PLC	16,811	8.32	139,951.57
	BAE SYSTEMS PLC	162,045	4.78	774,575.10
	BALFOUR BEATTY PLC	21,791	4.68	102,090.83
	BUNZL PLC	26,351	7.32	192,889.32
	CHARTER PLC	8,140	9.17	74,643.80
	COBHAM PLC	81,313	2.20	179,295.16
	COOKSON GROUP PLC	7,919	7.28	57,689.91
	ROLLS-ROYCE GROUP PLC	80,032	4.49	359,543.76
	ROLLS-ROYCE GROUP-B SHARES	7,170,867	0.00	7,170.86
	SMITHS GROUP PLC	26,047	10.08	262,553.76
	TOMKINS PLC	73,790	1.82	134,297.80
	TRAVIS PERKINS PLC	6,825	10.22	69,751.50
	WOLSELEY PLC	40,988	5.76	236,090.88
	CAPITA GROUP PLC	35,938	6.83	245,636.23
	G4S PLC	83,681	2.33	195,604.33
	HAYS	84,895	1.14	96,780.30
	HOME RETAIL GROUP	60,978	2.65	161,896.59
	RENTOKIL INITIAL PLC	66,095	0.94	62,459.77
	SERCO GROUP PLC	31,787	4.47	142,087.89
	BRITISH AIRWAYS	18,593	2.28	42,438.52
	FIRSTGROUP PLC	28,507	5.96	170,044.25
	STAGECOACH GROUP PLC	24,448	2.49	61,058.88
	NEW GKN	27,030	3.09	83,590.27
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	18,958	2.74	52,087.10
BURBERRY GROUP PLC	16,837	5.09	85,700.33	
PERSIMMON PLC	12,227	6.04	73,912.21	
TAYLOR WIMPAY PLC	43,527	1.36	59,523.17	
CARNIVAL PLC	6,689	20.19	135,050.91	
COMPASS GROUP PLC	85,407	3.57	305,330.02	
ENTERPRISE INNS	22,300	4.87	108,712.50	
INTERCONTINENTAL HOTELS	14,581	8.53	124,448.83	
LADBROKES PLC	21,869	3.20	70,035.47	
MITCHELLS & BUTLERS PLC	15,330	3.48	53,386.72	
PUNCH TAVERNS	13,362	6.01	80,372.43	
THOMAS COOK GROUP PLC	18,352	2.76	50,743.28	
WHITBREAD PLC	14,485	13.95	202,065.75	
WILLIAM HILL	27,358	3.91	107,174.96	
BRITISH SKY BROADCASTING	61,901	5.24	324,670.74	
ITV PLC	164,175	0.67	110,653.95	

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	PEARSON	41,847	6.96	291,255.12
	REED ELSEVIER PLC	56,318	6.64	374,233.11
	THOMSON REUTERS PLC	9,151	15.77	144,311.27
	TRINITY MIRROR	13,213	2.68	35,410.84
	UNITED BUSINESS MEDIA PLC	26,031	6.04	157,227.24
	WPP GROUP PLC	55,004	6.30	346,525.20
	YELL GROUP	48,824	1.96	95,695.04
	DSG INTERNATIONAL PLC	124,720	0.70	87,927.60
	EXPERIAN GROUP LTD	61,085	4.21	257,320.56
	INCHCAPE PLC	15,962	4.35	69,514.51
	KESA ELECTRICALS PLC	59,725	2.16	129,304.62
	KINGFISHER PLC	159,840	1.46	233,845.92
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	90,285	3.98	360,011.43
	NEXT PLC	8,333	12.90	107,495.70
	SIGNET GROUP PLC	71,388	0.74	53,184.06
	MORRISON SUPERMARKETS	65,226	2.90	189,155.40
	SAINSBURY (J) PLC	80,959	3.98	322,824.01
	TESCO	359,108	4.27	1,533,391.16
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	71,711	20.27	1,453,581.97
	CADBURY PLC	61,570	6.52	401,436.40
	DIAGEO	116,142	10.41	1,209,038.22
	IMPERIAL-TOBACCO GROUP	34,104	24.94	850,553.76
	SABMILLER PLC	39,216	11.67	457,650.72
	TATE & LYLE	34,833	5.26	183,221.58
	UNILEVER PLC	58,806	17.75	1,043,806.50
	RECKITT BENCKISER PLC	27,928	30.10	840,632.80
	SMITH & NEPHEW PLC	39,671	5.51	218,785.56
	ASTRAZENECA	66,952	20.81	1,393,271.12
	GLAXOSMITHKLINE	254,347	11.32	2,879,208.04
	SHIRE PLC	15,987	8.60	137,488.20
	BARCLAYS	296,982	4.51	1,340,873.73
	HBOS PLC	171,926	5.05	868,226.30
	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	545,399	8.66	4,723,155.34
	LLOYDS TSB GROUP	260,731	4.33	1,128,965.23
	ROYAL BANK OF SCOTLAND	464,640	3.47	1,612,300.80
	STANDARD CHARTERED PLC	33,399	18.34	612,537.66
	3I GROUP PLC	15,963	8.82	140,873.47
	ICAP PLC	34,216	6.00	205,296.00
	INVESTEC PLC	17,043	3.72	63,442.56
	LONDON STOCK EXCHANGE PLC	10,152	10.63	107,915.76
	MAN GROUP PLC	87,977	5.88	517,304.76
	AVIVA PIC	123,226	6.39	787,414.14
	FRIENDS PROVIDENT PLC	78,067	1.17	91,962.92
	LEGAL & GENERAL GROUP	281,531	1.25	353,321.40
	OLD MUTUAL PLC	247,459	1.20	298,435.55
	PRUDENTIAL	108,342	7.02	761,102.55
	ROYAL & SUN ALLIANCE INS	186,940	1.39	260,594.36
	STANDARD LIFE PLC	122,773	2.57	315,526.61
	LOGICACMG	70,659	1.21	85,850.68
	MISYS PLC	25,771	1.71	44,261.69
	SAGE GROUP PLC	88,066	2.13	188,241.07
	BT GROUP PLC	371,111	2.22	823,866.42
	CABLE & WIRELESS	97,046	1.51	146,927.64
	VODAFONE GROUP PLC	2,458,108	1.61	3,977,218.74
	BRITISH ENERGY GROUP PLC	44,279	7.01	310,395.79

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	CENTRICA PLC	172,051	2.87	494,646.62
	INTERNATIONAL POWER PLC	64,776	4.24	274,650.24
	NATIONAL GRID PLC	124,271	7.04	874,867.84
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERG	42,878	14.07	603,293.46
	SEVERN TRENT PLC	11,036	14.28	157,594.08
	UNITED UTILITIES	43,560	7.00	304,920.00
	ARM HOLDINGS PLC	42,622	1.06	45,498.98
	CSR PLC	5,313	3.31	17,586.03
小計				67,347,470.21 (13,525,392,442)
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	557	996.00	554,772.00
	HOLCIM LTD	10,107	102.60	1,036,978.20
	SYNGENTA AG	4,961	311.50	1,545,351.50
	ABB LTD	105,574	32.40	3,420,597.60
	GEBERIT AG-REG	2,657	167.10	443,984.70
	SULZER AG-REG	2,280	138.70	316,236.00
	ADECCO	6,376	61.30	390,848.80
	SGS SA	321	1,517.00	486,957.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	4,351	116.60	507,326.60
	SWATCH GROUP AG(BEARER)	1,890	281.25	531,562.50
	NESTLE SA - REGISTERED	17,928	504.50	9,044,676.00
	NOBEL BIOCARE HLDGS	5,725	39.52	226,252.00
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,693	90.00	332,370.00
	SYNTHES INC	3,250	141.30	459,225.00
	ACTELION LTD-REG	6,648	53.70	356,997.60
	LONZA GROUP AG-REG	2,872	136.40	391,740.80
	NOVARTIS	107,796	53.10	5,723,967.60
	ROCHE HOLDING GENUSS	32,988	167.00	5,508,996.00
	CREDIT SUISSE	47,862	56.40	2,699,416.80
	JULIUS BAER HOLDING AG-REG	3,925	80.60	316,355.00
	UBS AG-REG	95,844	32.52	3,116,846.88
	UBS AG-REG RTS	95,840	1.62	155,260.80
	SWISS LIFE HOLDING-REG	1,964	310.25	609,331.00
	SWISS RE-REG	15,578	82.50	1,285,185.00
	ZURICH FINANCIAL SERVICES	6,654	312.00	2,076,048.00
	PSP SWISS PROPERTY AG-REG	3,843	66.00	253,638.00
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	8,085	32.74	264,702.90
	SWISSCOM	1,386	357.50	495,495.00
小計				42,551,119.28 (4,201,923,028)
スウェーデンクローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	17,686	77.50	1,370,665.00
	BOLIDEN AB	13,012	69.25	901,081.00
	SCA SV CELLULOSA B	29,385	96.25	2,828,306.25
	SSAB SVENSKT STAL AB-SER A	15,493	207.50	3,214,797.50
	ALFA LAVAL AB	7,067	416.00	2,939,872.00
	ASSA ABLOY B	20,871	99.75	2,081,882.25
	ATLAS COPCO A	52,609	103.50	5,445,031.50
	SANDVIK AB	52,803	100.00	5,280,300.00
	SCANIA AB-B SHS	18,248	125.25	2,285,562.00
	SKANSKA B	18,054	101.50	1,832,481.00
	SKF AB-B	26,032	113.00	2,941,616.00
	SKF AB-B-RED-SHS	26,032	5.00	130,160.00
	VOLVO A	21,266	92.75	1,972,421.50
	VOLVO B	49,312	95.75	4,721,624.00
	SECURITAS B	16,078	81.50	1,310,357.00

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	SECURITAS SYSTEMS AB	16,078	16.10	258,855.80
	ELECTROLUX AB-SER B	15,899	91.50	1,454,758.50
	HUSQVARNA AB-B SHS	14,534	65.50	951,977.00
	MODERN TIMES GROUP-B SHS	1,814	443.00	803,602.00
	HENNES & MAURITZ B	23,284	342.50	7,974,770.00
	SWEDISH MATCH AB	20,236	131.75	2,666,093.00
	NORDEA BANK AB	102,552	102.80	10,542,345.60
	SKAND. ENSKILDA BANKEN A	27,485	148.50	4,081,522.50
	SVENSKA HANDELSBK A	24,397	167.00	4,074,299.00
	ERICSSON (LM) B	743,073	15.36	11,413,601.28
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	908	696.00	631,968.00
	TELE2 AB-B SHS	11,891	132.25	1,572,584.75
	TELIASONERA AB	107,309	53.25	5,714,204.25
小計				91,396,738.68 (1,569,282,003)
ノルウェークローネ	ACERGY S.A.	7,058	129.00	910,482.00
	AKER SOLUTIONS ASA	10,904	137.50	1,499,300.00
	FRONTLINE LTD	1,767	301.50	532,750.50
	NORSK HYDRO	35,883	74.90	2,687,636.70
	PETROLEUM GEO-SERVICES ASA	7,467	150.50	1,123,783.50
	SEADRILL LTD	15,470	164.25	2,540,947.50
	STATOILHYDRO ASA	60,778	193.80	11,778,776.40
	YARA INTERNATIONAL ASA	8,402	394.50	3,314,589.00
	ORKLA	47,865	73.60	3,522,864.00
	DNB NOR ASA	37,683	75.90	2,860,139.70
	STOREBRAND ASA	30,141	49.00	1,476,909.00
	TELENOR ASA	38,103	107.50	4,096,072.50
	RENEWABLE ENERGY CORP AS	6,543	169.00	1,105,767.00
小計				37,450,017.80 (759,111,860)
デンマーククローネ	NOVOZYMES A/S	3,520	436.00	1,534,720.00
	FLSMIDTH & CO A/S	2,761	537.00	1,482,657.00
	VESTAS WIND SYSEMS	8,741	571.00	4,991,111.00
	A P MOLLER-MAERSK AIS	72	49,800.00	3,585,600.00
	DSV A/S	7,030	121.50	854,145.00
	CARLSBERG AS-B	2,600	680.00	1,768,000.00
	DANISCO A/S	4,408	320.50	1,412,764.00
	GN STORE NORD A/S	10,642	30.00	319,260.00
	WILLIAM DEMANT HOLDING	2,057	370.00	761,090.00
	NOVO NORDISK A/S-B	23,254	324.00	7,534,296.00
	DANSKE BANK A/S	21,929	167.50	3,673,107.50
	JYSKE BANK-REG	2,240	329.50	738,080.00
小計				28,654,830.50 (611,494,082)
オーストラリアドル	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	5,372	12.64	67,902.08
	ORIGIN ENERGY LIMITED	38,286	14.57	557,827.02
	PALADIN ENERGY LIMITED	21,133	5.35	113,061.55
	SANTOS	35,382	18.15	642,183.30
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	23,108	59.43	1,373,308.44
	WORLEYPARSONS LTD	8,741	38.82	339,325.62
	ALUMINA LIMITED	51,782	6.31	326,744.42
	AMCOR	61,467	6.54	401,994.18
	BHP BILLITON LTD	157,914	46.50	7,343,001.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	30,066	11.00	330,726.00
	BORAL LIMITED	49,662	5.84	290,026.08

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	68,760	9.18	631,216.80
	INCITEC PIVOT LTD	2,243	180.53	404,928.79
	JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	19,046	5.76	109,704.96
	NEWCREST MINING LIMITED	20,854	30.76	641,469.04
	ONESTEEL LIMITED	29,663	6.28	186,283.64
	ORICA LTD	18,673	28.40	530,313.20
	OXIANA LTD	112,176	3.48	390,372.48
	RIO TINTO LTD	13,396	146.52	1,962,781.92
	SIMS GROUP LTD	9,732	37.20	362,030.40
	ZINIFEX LTD	37,817	10.47	395,943.99
	LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	6,945	49.98	347,111.10
	WESFARMERS LIMITED	26,454	38.10	1,007,897.40
	WESFARMERS LTD-PPP	5,050	38.23	193,061.50
	BRAMBLES LTD	74,681	8.80	657,192.80
	ASCIANO GROUP	17,986	4.91	88,311.26
	MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	122,870	2.93	360,009.10
	QANTIS AIRWAYS LIMITED	72,702	3.41	247,913.82
	TOLL HOLDINGS LIMITED	36,909	8.55	315,571.95
	TRANSURBAN GROUP	66,950	6.55	438,522.50
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	12,795	7.22	92,379.90
	CROWN LTD	30,964	11.03	341,532.92
	TABCORP HOLDINGS	36,079	11.13	401,559.27
	TATTS GROUP LTD	68,739	2.76	189,719.64
	FAIRFAX MEDIA LTD	50,395	3.42	172,350.90
	WOOLWORTHS LTD	61,096	28.30	1,729,016.80
	FOSTERS GROUP LTD	115,377	5.03	580,346.31
	SONIC HEALTHCARE LTD	29,639	14.55	431,247.45
	CSL LIMITED	28,461	39.92	1,136,163.12
	AUST AND NZ BANKING GROUP	83,692	23.00	1,924,916.00
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	9,635	12.37	119,184.95
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	62,072	43.92	2,726,202.24
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	79,840	32.24	2,574,041.60
	WESTPAC BANKING	84,171	25.97	2,185,920.87
	ASX LTD	11,935	35.46	423,215.10
	BABCOCK & BROWN LTD	13,133	15.83	207,895.39
	MACQUARIE GROUP LIMITED	15,990	61.60	984,984.00
	SUNCORP-METWAY LIMITED	49,251	15.20	748,615.20
	AMP LTD	86,928	7.47	649,352.16
	AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	69,022	5.75	396,876.50
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	132,776	4.33	574,920.08
	QBE INSURANCE GROUP	42,955	25.40	1,091,057.00
	LEND LEASE	16,796	12.28	206,254.88
	COMPUTERSHARE LIMITED	19,621	8.97	176,000.37
	TELSTRA CORP	204,298	4.58	935,684.84
	AGL ENERGY LTD	28,437	13.23	376,221.51
小計				42,432,395.34 (4,110,850,460)
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	40,671	8.29	337,162.59
	TELECOM CORP NEW ZEALAND	100,769	3.83	385,945.27
小計				723,107.86 (57,060,441)
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA	123,000	78.40	9,643,200.00
	C C LAND HOLDINGS LTD	61,000	8.12	495,320.00
	ESPRIT HOLDINGS LTD	54,600	92.15	5,031,390.00
	LI & FUNG	102,400	30.05	3,077,120.00

通貨	銘柄	株数 (株)	評価額	
			単価	金額
	TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	68,000	10.20	693,600.00
	BANK EAST ASIA	95,600	42.70	4,082,120.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	211,500	19.70	4,166,550.00
	HANG SENG BANK	33,500	156.40	5,239,400.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	55,500	151.00	8,380,500.00
	CHEUNG KONG HOLDINGS	81,000	121.40	9,833,400.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	110,000	29.65	3,261,500.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	84,000	58.20	4,888,800.00
	KERRY PROPERTIES LTD	50,500	53.55	2,704,275.00
	NEW WORLD DEVELOPMENT	167,000	20.00	3,340,000.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	75,000	135.40	10,155,000.00
	SWIRE PACIFIC A	56,500	93.90	5,305,350.00
	WHARF HOLDINGS	89,000	41.95	3,733,550.00
	TENCENT HOLDINGS LTD	44,000	57.60	2,534,400.00
	FOXCONN INTERNATIONAL HLDGS	192,000	12.28	2,357,760.00
	KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	31,000	35.25	1,092,750.00
	HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	95,000	11.00	1,045,000.00
	PCCW LTD	190,000	5.01	951,900.00
	CLP HOLDINGS	72,500	60.70	4,400,750.00
	HONG KONG & CHINA GAS	203,390	20.00	4,067,800.00
小計				100,481,435.00 (1,326,354,942)
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	60,000	10.70	642,000.00
	COSCO CORP SINGAPORE LTD	27,000	3.37	90,990.00
	SINGAPORE AIRLINES	34,533	15.54	536,642.82
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	190,000	4.39	834,100.00
	DBS GROUP	62,000	19.98	1,238,760.00
	OCBC BANK	143,000	8.83	1,262,690.00
	UNITED OVERSEAS BANK	69,000	20.56	1,418,640.00
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	53,000	8.72	462,160.00
	CAPITALAND LTD	107,000	6.50	695,500.00
	CITY DEVELOPMENTS LTD	49,000	11.52	564,480.00
	UOL GROUP LIMITED	67,300	3.82	257,086.00
	VENTURE CORP LTD	34,000	10.70	363,800.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	354,243	3.71	1,314,241.53
小計				9,681,090.35 (729,179,725)
合計				(115,466,688,575)

(注1)各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2)合計欄における( )内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。

(注3)外貨建有望証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 564 銘柄	100.0%	52.1%
カナダドル	株式 69 銘柄	100.0%	4.9%
ユーロ	株式 222 銘柄	100.0%	19.7%
イギリスポンド	株式 118 銘柄	100.0%	11.7%
スイスフラン	株式 28 銘柄	100.0%	3.6%
スウェーデンクローナ	株式 28 銘柄	100.0%	1.4%
ノルウェークローネ	株式 13 銘柄	100.0%	0.7%
デンマーククローネ	株式 12 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	株式 56 銘柄	100.0%	3.6%
ニュージーランドドル	株式 2 銘柄	100.0%	0.0%
香港ドル	株式 24 銘柄	100.0%	1.1%
シンガポールドル	株式 13 銘柄	100.0%	0.6%

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数(口)	評価額
投資証券	アメリカドル	AMB PROPERTY CORP	6,586	375,270.28
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	17,873	296,155.61
		APARTMENT INVEST & MGMT	3,948	149,905.56
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,165	513,452.65
		BOSTON PROPERTIES	6,197	605,818.72
		CAMDEN PROPERTY TRUST	5,837	287,530.62
		CARNIVAL CORP	21,812	866,372.64
		DEVELOPERS DIVERSIFIED RLTY	7,130	289,691.90
		DUKE REALTY CORP	10,100	258,358.00
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	15,267	635,870.55
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	4,089	326,097.75
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	8,976	369,811.20
		HCP INC	13,796	475,686.08
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	30,352	524,179.04
		KIMCO REALTY CORP	13,584	536,432.16
		MACERICH CO/THE	5,254	384,330.10
		PLUM CREEK TIMBER COMMON	6,983	290,492.80
		PROLOGIS	12,108	747,669.00
		PUBLIC STORAGE	5,685	490,388.10
		REGENCY CENTERS CORP	4,899	331,466.34
		SIMON PROPERTY GROUP	11,384	1,133,049.52
SL GREEN REALTY CORP	2,690	254,877.50		
VORNADO REALTY TRUST	7,074	654,203.52		
小計				10,797,109.64 (1,111,130,553)
カナダドル		CANADIAN OIL SANDS TRUST	11,980	595,046.60
		ENERPLUS RESOURCES FUND	10,868	523,294.20
		FORDING CANADIAN COAL TRUST	7,116	509,434.44
		HARVEST ENERGY TRUST-UNITS	7,991	188,028.23
		PENN WEST ENERGY TRUST	17,480	565,478.00
小計				2,381,281.47 (243,390,779)
ユーロ		UNIBAIL-RODAMCO	3,562	602,583.54
小計				602,583.54 (95,961,428)
イギリスポンド		BRITISH LAND CO PLC	30,350	248,566.50
		HAMMERSON PLC	19,768	190,563.52
		LAND SECURITIES GROUP PLC	24,602	366,077.76
		LIBERTY INTERNATIONAL PLC	9,483	88,097.07
		SEGRO PLC	34,724	160,511.69
小計				1,053,816.54 (211,637,975)
スイスフラン		CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	24,295	1,577,960.25
小計				1,577,960.25 (155,823,574)
オーストラリアドル		GOODMAN GROUP	76,282	335,640.80
		GPT GROUP	132,019	418,500.23
		MIRVAC GROUP	91,200	357,504.00
		STOCKLAND	80,043	557,099.28
		WESTFIELD GROUP	74,861	1,310,067.50
小計				2,978,811.81 (288,587,288)
香港ドル		LINK REIT	125,500	2,366,930.00
小計				2,366,930.00 (31,243,476)
合計				(2,137,775,073)

(注1)各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
(注2)合計欄における( )内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。  
(注3)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 23 銘柄	100.0%	52.0%
カナダドル	投資証券 5 銘柄	100.0%	11.4%
ユーロ	投資証券 1 銘柄	100.0%	4.5%
イギリスポンド	投資証券 5 銘柄	100.0%	9.9%
スイスフラン	投資証券 1 銘柄	100.0%	7.3%
オーストラリアドル	投資証券 5 銘柄	100.0%	13.5%
香港ドル	投資証券 1 銘柄	100.0%	1.5%

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載していますので、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成 20 年 5 月 30 日現在)

STAM グローバル株式インデックス・オープン

資産総額	1,038,597,801 円
負債総額	1,921,188 円
純資産総額( - )	1,036,676,613 円
発行済数量	1,066,751,471 口
1口当たり純資産額( / )	0.9718 円

(参考)

住信 外国株式インデックス マザーファンド

資産総額	128,353,970,914 円
負債総額	4,037,515,703 円
純資産総額( - )	124,316,455,211 円
発行済数量	94,382,742,271 口
1口当たり純資産額( / )	1.3172 円

第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	受益権総口数(口)
第 1 期 (平成 20 年 1 月 9 日～平成 20 年 5 月 12 日)	948,718,273	67,123,492	881,594,781

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定又は解約の実績はありません。